

平成 2 3 年旭市議会第 2 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 3 年 7 月 4 日（月）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	2 2
所管事項の報告	2 3
閉会	2 8

文教福祉常任委員会 平成 2 3 年 7 月 5 日（火）

付議事件	3 1
出席委員	3 1
欠席委員	3 1
委員外出席者	3 1
説明のため出席した者	3 2
事務局職員出席者	3 2
開会	3 3
議案の説明、質疑	3 4
議案の採決	4 0
所管事項の報告	4 1
請願の審査	5 8
請願の採決	6 4

意見書案の説明	6 4
陳情の審査	6 7
陳情の採決	7 1
閉会	7 2

総務常任委員会 平成23年7月6日（水）

付議事件	7 5
出席委員	7 5
欠席委員	7 5
委員外出席者	7 5
説明のため出席した者	7 5
事務局職員出席者	7 6
開会	7 7
議案の説明、質疑	7 9
議案の採決	8 8
所管事項の報告	8 9
閉会	9 1

建設経済常任委員会

平成23年7月4日（月曜日）

建設経済常任委員会

平成23年7月4日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 8 号 専決処分の承認について（平成22年度旭市水道事業会計補正予算）

議案第 9 号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項（平成23年度旭市一般会計補正予算）

議案第10号 専決処分の承認について（平成23年度旭市水道事業会計補正予算）

出席委員（7名）

委員長 滑川公英

副委員長 平野忠作

委員 高橋利彦

委員 日下昭治

委員 嶋田哲純

委員 伊藤保

委員 宮澤芳雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林一哉

説明のため出席した者（24名）

副市長 増田雅男

財政課長 加瀬正彦

商工観光課長
兼国民宿舎
支配人

横山秀喜

農水産課長 堀江隆夫

建設課長 北村豪輔

都市整備課長 伊藤恒男

下水道課長 増田富雄

水道課長 小長谷博

農業委員会
事務局長

加瀬恭史

その他担当員 15名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

主 任 主 事 飯 嶋 健 悟

開会 午前10時 0分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

本会議に続きまして、月曜日、大変お忙しい中、どうもご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

本日は、常任委員会を開催していただきまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本会議におきまして、当委員会には4議案を付託したわけでございますけれども、どうか皆さん方におかれましては、十二分に審議していただきまして、ひとつご理解を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。

本日は、大変ご苦労さまでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成23年度一般会計補正予算のうちの所管事項、議案第8号、22年度水道事業会計の専決処分の承認について、議案第9号、23年度一般会計補正予算の専決処分、議案第10号、23年度水道事業会計補正予算の専決処分の承認についての4議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

ご苦勞さまでございます。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） では、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第8号、専決処分の承認について、議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、専決処分の承認についての4議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、議案第1号の一般会計補正予算のうち、商工観光課の所管事項について説明いたします。

歳入になります。7ページをお開きください。

3目1節労働諸費県補助金の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金486万円の内容です。この事業は、国の交付金をもとに県に造成した基金を活用して、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等への事業委託や市が直接雇用するなどして、非正規労働者、中高年

齢者等の一時的な雇用創出を図るものであります。今回、1事業の追加と当初予算での計上済み事業を合わせますと全部で13事業となりまして、総事業費は1億165万1,000円、新規雇用者数として65人を見込むものでございます。

歳出の内容につきましては、教育費ということで所管外ということにはなりますが、参考までに10ページの下段、10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、緊急雇用創出文化財台帳整備事業でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

11款の災害復旧費、1目その他公共・公用施設災害復旧費、説明欄の1番、商工観光施設災害復旧費728万円の追加の内容でございます。

まず、12節役務費107万4,000円、この追加は、被災しました公衆トイレ5か所の浄化槽くみ取り手数料になります。

13節の委託料、最初の警備委託料につきましては、夏期間、海水浴場等は開設しないものの、市に訪れます観光客に対しまして安全等の啓発を行うために警備・監視パトロールを委託するものでございます。2点目の海岸トイレ等清掃委託料、これにつきましては、被災トイレの清掃と新規仮設トイレ、これは海岸線のトイレが全部だめですので、新規仮設トイレを設けまして、その清掃委託料になります。

14節の使用料及び賃借料の諸借上料につきましては、先ほど申し上げました新規での仮設トイレ、今、3か所で12基分を予定しているものでございます。

15節工事請負費になります。水道設置工事は仮設トイレへの給水です。2つ目のフェンス設置工事は、矢指ヶ浦海岸での防砂フェンスがあるんですが、このたびの震災によりすべて壊れてしまったものの復旧です。3点目の災害復旧工事につきましては、被災施設等が清掃後、立入禁止等の安全対策を施す必要があることから、安全対策工事費を120万円ほど計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、一般会計の農水産課関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳入関係、議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の中の1節農業費県補助金201万円がでございます。説明欄の記載のとおり、1つは、飼料用米等流通加速化事業費補助金71

万円、環境保全型農業直接支援対策事業交付金130万円、これらを県から支援を受けまして事業を実施するものでございます。内容につきましては、歳出の中で説明をさせていただきます。

歳出関係につきまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの一番下のほうの農林水産業費の説明欄のところに飼料用米等流通加速化事業71万円、これにつきましては、飼料用米等の流通コストの低減と、需要者が求めますフレコン出荷施設の整備に対しまして、農業者に対しまして県予算を活用して支援をさせていただくものでございます。補助率は3分の1ということになっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

一番上の欄に農業振興費、説明欄2のところに環境にやさしい農業推進事業補助金が記載されています。260万円であります。化学肥料あるいは化学合成農薬の使用を2分の1以上低減した上で地球温暖化防止や生物多様性保全の効果の高い営農活動に取り組む農業者に対しまして、10アール当たり8,000円支援される制度でございます。なお、この10アール当たり8,000円のうち4,000円につきましては、国から直接農業者に支援され、今回、市予算の中で県2,000円、市2,000円、計4,000円支援をさせていただくべく、65ヘクタール分、合計260万円を予算計上させていただいたものでございます。

本市の取り組みの主なものとしましては、畑作でのマリーゴールドの栽培等で、農薬の半減の取り組みに対しまして支援させていただくということで計画をしております。

以上、農水産課関係の説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） では、都市整備課所管の補正予算につきまして、1点補足説明をさせていただきます。

予算書の10ページをお願いいたします。

中段になりますが、8款4項2目住宅建設支援費でございます。説明欄の2番、被災者住宅再建資金利子補給事業に2,083万4,000円を計上したものでございます。これにつきましては、歳入もでございます。債務負担行為もでございますが、後ほどご説明いたします。

この利子補給事業の補助金の内容でございますが、目的は、今回の震災によりまして居住する住宅が被災された方に対して住宅の建て替えや補修等のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合に利子補給するという形で支援するものでございます。

この利子補給の対象となる借入金の限度額ですが、100万円から500万円未満でございます。

て、利子補給率は2%以内、このうち1%は千葉県が負担するものでございます。

2,083万4,000円の内容でございますけれども、1件当たり500万円と仮に設定をいたしまして250件分、これに12分の10か月を計上いたしましたものでございます。

次に、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

一番下段のほうになります。14款2項6目土木費県補助金でございます。説明欄2は、被災者住宅再建資金利子補給事業費補助金でありまして、先ほどご説明いたしました利子補給率のうち、県負担分の1%相当額を計上したものでございます。

次に、4ページに戻っていただきます。

この利子補給事業につきましては、5年間の期限で補助するものでございますが、借入れの申し込み期限を24年3月まで対象といたしますので、結果として償還の起算年度が24年度から始まるものもでございますので、債務負担行為といたしましては、平成29年度まで計上したものでございます。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 9ページの農林水産業費のフレコン出荷の絡みの中で、フレコン出荷するための機械の3分の1補助ということですが、フレコン出荷用の機械はかなりすると思うんですけれども、果たしてこれでできるのか。その辺をまずお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、高橋委員のご質問のフレコンですけれども、今回想定していますのはフレコンのスケールということで、要ははかりの部分ということで、事業費的には213万2,550円、これの3分の1を県費で支援をさせていただきたい。そんなことで予定しております。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） フレコン出荷用となるとかなりの設備が必要となるわけなんですよ。

それで、今までのスケール等全然使えなくなっちゃう中で、その辺の試算はどういうふうに出してあったのか、お尋ねします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 事業、今、手挙がっているところは、実は旧干潟地区のフジサンファームで、過去数年、飼料用米に取り組んでおります。ただ、どうしてもえさ会社のほうからは、風袋ではなくてフレコンのほうが作業がしやすいということで、フレコンの軽量タンクを今回導入をしたい。この金額につきましても、既に見積書等の金額ということで理解をしております。

○委員長（滑川公英） そのほかには。
高橋委員。

○委員（高橋利彦） 10ページの土木費、住宅建て替えのための利子補給、250戸余りを予定しているということですが、かなり被害があった中で特に海岸線の方々の申し込み状況はどういうふうになっているのか。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 今の状況ということでございますけれども、今議会で補正予算を議決いただきましてから、市内の金融団と詳細な打ち合わせに入ります。それで市民の皆さんにお知らせしていくということでもあります。ただ、私が聞いている中では、金融団の幹事銀行は今は千葉銀行なんですけれども、もう10件ぐらいの問い合わせなり申し込み等は来ているということでもあります。今後は、その方々に対して、もうちょっと広く市民の方に知らせていく手段につきましては考えていきたい。

250件でありますけれども、市内で半壊以上の戸数というのが大枠で1,215戸ぐらいと把握されておりますので、千葉県と同様に、このうちの20%を250戸として今回予算を計上しました。場合によっては追加も県のほうとも話をしていく必要があるだろうと思っております。
以上です。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 災害を受けた方は約2,500戸ですか。その中で250戸を予定しているということですが、地区がいろいろあると思うんです。海岸線、中通り、そんな中で私が特に心配するのは、海岸からある一定の地域の方々は、そこへ再建とかは考えられるんでしょうけれども、海岸線の人はどういうふうになっているのか。その辺の状況を把握しているのかどうか。それによって、これからの旭市の復興計画はかなり違ってくると思うんです。その辺、概略でも把握はしていないんですか。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 私のほうで直接市内を歩いているわけではございません。ただ、

仮設住宅のときに、350件ほどの方が私どもに相談に見えております。そういった方々から、入り口の部分で、今はなかなか考えられないのかもしれないけれども、先々どういう考えをお持ちでしょうかという話もお聞きしています。そういった中で、3割ぐらいの方、70件ぐらいの方が自己再建をぜひしたいんだという希望は持っていたということです。それから、その段階で30件ぐらいは市営住宅でお願いしたいというのが先々の話。その時点でまだ考えられないという方もいます。

昨日の一般質問でもお答えしましたがけれども、これから仮設住宅に入っている方々に対しては、基本的には個別の聞き取りを注意深くやっていきたいということと、併せてこちらの制度につきましても、あらゆる機関を使って市民の方にPRをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

平野委員。

○委員（平野忠作） 11ページの11款災害復旧費の説明欄の14番、使用料及び賃借料の中で、先ほどのご説明では海岸線の5か所のトイレが破壊されたということで、仮設はこれから周年やるということなんですか。それとも夏期の部分だけですか。その辺はどのようになるんですか。お聞きします。

○委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 今のところ、予定としましては、被災したトイレが修繕の状況を見ながらということですが、直るまで仮設は設置しておきたいと考えています。

以上です。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） トイレとか周囲のあれは出ておりますが、海岸に飛散している波消しブロックはどんな形で。市の担当ですか、県のあれですか。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 担当は県のほうです。既に試験的ということで、矢指ヶ浦海岸の砂浜に打ち上げられたテトラポットを動かしています。どのような方法がいいのか、陸側から海中に入っているテトラポットがどの程度までだったら動かせるのか

等の検証をしながら一度やっています。いずれにしても、今の段階では目に見えない、例えば海中の中に倒壊しているテトラポットとかをどうするのかということで今、県で協議している最中でございます。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 8款土木費の中に被災者住宅再建支援事業4億2,825万円、それと利子補給で2,083万4,000円とあるわけでございますけれども、それらにつきましては、先ほど高橋委員が言われた300数戸分がここへ盛り込まれたということなんですか。

○委員長（滑川公英） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 8款2目の説明欄1につきましては、企画政策課の担当で、液状化の關係の予算計上でございまして、私のほうの所管ではございません。

2点目の件数ですけれども、これにつきましては、先ほど350戸と言ったのは、あくまでも相談を受けた件数ということでありまして、先ほども補足で申し上げましたが、500万円までということですので、500万円というものを想定して250件分を予定をしたということです。ですから、100万円の方もいらっしゃいますし、200万円の方もいらっしゃると思います。そういった中で、これが250件が300件になり、350件になるということもありますし、また、借りる方がどれだけいるかというのはちょっと予想がつかないということがありますし、また、来年3月までと期限のことを申しましたけれども、その間に果たして皆さんがご決断されるのかというのもあると思います。いずれにしましても、注意深く市民の方の相談を受けていきたい。

今回、特別に融資を受けるメニューというのは、住宅の再築とか補修だけではなくて、家具の調達、自動車、外構工事とかかなり範囲が広いです。ですから、その辺について注意深く市民の方にお知らせをしていって、この制度を活用していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） わかりました。企画政策課のほうへ回ってしまうということでございますので、所管が変わると。

副市長、これ、はっきり言って、このくらいのやつ、所管が替わる。我々は、歳入は全然構えないんですよ。この間の臨時の件も私は一般質問をやりましたけれども、労働費から衛生費に回る、あの組み方というのは、我々にはちょっと疑問を持つんです。土木費に入

って、ここの所管でないと。そうすると、歳入が全く我々が関与するところがないんですよ。その辺は繰越明許費なんていろんなものがあるんですけども、本当にこれ、所管、所管と言いますけれども、大変なものは、こういうときにはもう少し幅広くやるべきものがあると思うんですけども、どうでしょうか、この辺は。意見ですからね。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） 日下委員のおっしゃっていることは私ももっともだと思います。ただ、財務規則上で予算の組み方というのがありますもので、結局はこういうふうな組み方をせざるを得ないんですけども、その辺はご理解いただきたいと思います。

それで、ただいまの1番の被災者住宅再建支援金4億2,800万円は、中身は国の生活再建支援法の中で拾えない、支援できない部分がございますね。傾きだとか液状化の関係でできない部分について、今回、県が独自で支援しましょうということを打ち出したわけです。その分なんですけれども、一たんは自治体のほうで立て替えてくれということで今回これを組んだわけなんです。それで、本人から申請書を受けて支援をして、それで今度、うちのほうで取りまとめて県のほうへ請求して、県のほうからお金をいただく。そういうようなことで、これは全額県の分を入れたわけです。そういうことですので、ご理解をお願いします。

○委員長（滑川公英） よろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 先ほど仮設住宅と言われておりましたけれども、アパートに入った仮設と呼ばれる方も含まれておりますか。

（発言する人あり）

○委員（伊藤 保） 含まれている、はい、わかりました。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 仮設住宅というのが補正で組んだでしょう、はっきり言って。仮設住宅というのは、それまで含むんですよ。それと民間の借りたものを含めて。そうでしょう。それで8億数千万円。確か22年度、補正組んだわけですよ。しかし、現実的には市は入ってこないんでしょう。仮設住宅、県がやっちゃうわけですから。本来、私が考えるには、あの予算組みは全くおかしいんじゃないかと思うんですよ。昨年度のことですから、いいんですけども。これは決算するときに、最終的には24年度の決算と同じになっちゃうでしょう。

繰越明許費のあれも決まっていなんですか。期日、決まっていないでしょう、災害復旧費の救助費の関係は。繰越明許費したの。確か期日なしだった。そうですね。災害救助費。繰越明許費のほうですけどもね。29億円のうちの28億円繰り越しましたね。その期限はないんですよね、多分。いつまでということはなかったと思いますよ。そうしますと、多分23年いっぱいやるんじゃないんですか。財政課がないから、ちょっと分からないけど。

○委員長（滑川公英） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 仮設住宅の予算につきましては、22年度補正でお願いをいたしました。それは本来は県が設置すべき施設でありますけれども、被災をされた市民の方はもちろん、議会に対しても市の姿勢というものも示したいということで、私のほうで強く要求をいたしまして、結果としまして、4月早々に住宅が建てられることが県のほうで決まりましたので、22年度補正をいただいた予算につきましては、歳入を含めて8億幾らはすべて不用額ということになります。

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） あと、繰越明許の場合につきましても、私どもは予算をいただいておりますが、原則は1年です。繰越明許は翌年度の1年です。継続費とは違いますので。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの日下委員の質問ですけれども、議案質疑のときも出た中身ですよね。今、財政課長を呼んで、財政のほうから説明させますから、すみません、ちょっと待ってください。

○委員長（滑川公英） ほかに質問ございましたら。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 10ページから11ページにまたがっていますけれども、緊急雇用創出文化財台帳整備事業ということで486万円組んでありますけれども、長部の大原幽学記念館にも学芸員、職員もいますね。また、合併前の市町村でも、こういうものは台帳を作っていなかったんですか。今ここにこの予算を計上するということは、台帳がなかったということにもなると思うんですが、そういう中でどういう台帳を整備するのか具体的にご説明いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） ただいまのご質問ですが、まことに申し訳ありません。文教福祉常任委員会の所管になっています。先ほど私が申し上げましたのは、緊急雇用ということで歳入の申し込みがありまして、その手続きをしたということでご理解をお願いしたいと思います。

それでは、資料がありますので、分かっている範囲で説明させていただきます。

分散して収蔵している文化財を一元的に管理するために、現在保管している文化財の所在と数量、状況を把握し、台帳を作成する。また、関連資料、文書や図書、写真、図面等を整理し、統一性を図るというのが事業の内容というふうに聞いています。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） もう既に整備されているものを再整備するわけでしょう。それにこんなに要するのか。それと、これは関係ないんですが、この前の公園、でき上がったら一括して管理したほうがいいと言ったら、それもやはり整備台帳がないということなんですが、市はこういう台帳というのはどういうふうになっているんですか。その辺お尋ねしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市公園の台帳の件で例が挙がりましたので答えさせていただきます。

基本的には合併して6年たっているわけでありまして、それぞれ財産の引き継ぎが合併後に行われてきました。合併した17年7月1日のときと機構改革等があつて所管も変わっているというのがあるんですけれども、それぞれ旧1市3町で台帳のとらえ方が異なっているというのが大きなものです。特に、測量関係が十分な資料ができていない。そういった中で、今後、公園台帳につきましても、後期の中でどのような位置づけをしていくかというのは私どももこれから考えていきたいんですけれども、今もお話がありましたが、基本的には一つの統一した書式、統一した形式でもって台帳を管理するというのがこれから必要になってくるといってご理解いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今、測量が云々という話が出ましたけれども、では、きっちりした面積を把握していないということですか。そうなった場合、例えば干潟町あたりでも公園を借り

ている面もあります。そうした場合、何を根拠に借り地の賃借料を払っているのか。それから、面積は当然、国調をやっているわけですから、ぴしっとしていると思うんです。それは管理が余りにもずさんじゃないんですか。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 萬歳自然公園の件だと思うんですけども、これは引き継ぎを受けた時点では確かに国調はやっていなかったということです。その後、国調が行われて、面積を国調の面積に合わせて修正をいたしています。ですから、これについては間違った数字ではございません。あくまでも国調の数字でもって賃借をしているということです。

都市公園につきましては、都市計画するときにもう区域を特定していますので面積が出ているということがあって、あと個々に買収しているとか借りている土地がありますので、これについては個々の面積は全部測量してあります。測量して賃借なり買収をしていますから、個々の面積については大丈夫なんです、トータル面積の中でそれが把握されているものがないということで、職員による測量あるいは航空測量で形式上それはつくっていく。ただ、その面積が買収したときには確かに丈量図で買っていますので、これは間違いないということです。その面積が今の段階で何点何ヘクタールという表示を公園台帳の中でしています。公園条例もございますので。その面積が大きく変わるということに対しては、私どもとしては直接的には市の業務に影響はないと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ここでははっきりしたあれは課長もわからないと思いますけれども、萬歳は早く国調をやっているわけですよ。ですから、きちっとした面積は萬歳公園だっに出ていると思うんですけどね。これは答弁はいいですよ。ここではちょっとわからないでしょうから。でも、またあれば。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 私も引き継ぎの中で詳しくは聞いていないんですけども、この6年の間に賃料を変えていることは事実なんです。それは国調の面積を引用して、面積を変えて新しく賃貸借契約を結んだということは私は聞いています。ただ、それが、今、委員さんおっしゃるように、国調がいつ行われたのかというのは私は承知していませんが、合併をしたときには国調の数字ではなかったということです。その後に国調の数字に置き替えて、つまり正しい数字に置き替えて賃貸借契約を新たに結び直したというふうに聞いています。

○委員長（滑川公英） 先ほどの日下委員の質疑に対して。

副市長。

○副市長（増田雅男） 財政課長が来ましたので、さっきの疑問について答弁いたさせます。

○委員長（滑川公英） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 細かい質問を聞いていたわけではありませんでしたので、今、こういう質問があったよということでございましたので、それだけお答えしたいと思います。

まず、応急仮設住宅の分の繰り越し分については、確かに繰り越しておりますので23年度中、これを使い……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） その話ではないんですか。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） 22年の分を繰り越してあります。繰り越してあるので、それは23年度中使えると。ただ、県が設置したという事実が正式にありましたので、これについては市として使わない、最終的に年度末で不用額になるだろうと想定しています。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） 期限は来年の3月31日ということになります。繰り越ししておりますので。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） 県がやったといっても、予算を組んだわけですから、委託ではなくなつたでしょうけれども、県の支出金として出ることは間違いないんでしょう。そうしますと、当然不用額が出たら、市の財源の繰り越しになるんでしょう、それは。そうでないと繰越明許する自体がおかしいと思いますよ。そうじゃないですか。

○委員長（滑川公英） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議会の一般質問でもございましたけれども、財源があつて繰り越するんだらうと。その繰り越しの根拠なんですけれども、お答えしたとおり、災害救助法で一時的に支弁する。それについて県のほうの通知もあつて予算を組んだ。その段階では繰り越すべきものとして総額としてとらえてあつて、そのまま繰り越したということです。ですから、当然23年度に繰り越したものについては、当初の段階では県が災害救助法の一環で持っていただけるというところはあつたんですけれども、実際には県が支出しましたので、市として県の委託金を組んでありましたけれども、それについては委託金としては入らない

だろうということになります。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） これは県が出すって言ったんでしょう。そして、流用できると言ったでしょう、3月臨時議会の課長答弁の中で。例えば、8億数千万円が残るとは私も聞いてませんよ。仮設住宅分、例えば8億数千万円の中で、5億円で仕上がって、3億円不必要になった場合には廃棄物に流用できると。そういうことであれば、支出されているものは、ほかへも使えるんじゃないかなと一般的には思うんです。多分ああいう予算を組むときに、執行部も災害でいろいろ大変だと思いますよ。しかし、ちょっとした判断ミスをしなかったかなということだと思うんですよ。県の委託金ですから、委託金で県から受けた以上は当然市が執行しなければならないと思うんです。それが、出しますよ、県はこっちへやったから出しませんよというのは、予算組みのときにちょっと違っちゃうんじゃないかなという、私は判断するんですけども。これは所管外ですからいいです。県の支出、交付決定通知書はないということですけども、何らかの形であるということですから、後でその写しでもいただければわかると思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） もう一つご説明させてください。災害救助法に基づく予算は組みました。例えばですね、その中で応急の住宅の修理とかというのがあります。それは予算の中で3,400万円ほど組んでありました。ですけども、それを実際に執行していく中で、応急修理をやってほしいという申し出は相当の件数があって、現実には1億6,000万円以上出ています。というのは、応急修理は災害救助法の中で市町村で実施するという形になっていましたので、それで実施している。そうすると、各科目に組んである予算が足りなくなったときに、多いところから流用できますよというお話なんです。ですから、単純に8億円を流用するとかという話ではないんですね。災害救助法全体の中で過不足が当然出てきます。出てきたときに、その中で流用するという話です。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） 今の段階となれば、もう入らないというのはほぼ明確になっています。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） そのほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 本会議で補足説明させていただいたほかには特にございません。

○委員長（滑川公英） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） では、特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、議案第9号の専決の予算についてご説明申し上げます。

最初に、14ページをお願いします。

中段の商工費の2目商工振興費、説明欄1番、商工業災害復旧資金利子補給事業975万円、この事業の内容ですが、市長の政務報告並びに一般質問等で何回かお答えしました。セーフティネット資金の内容に、保証協会の持つ0.65%を市のほうで単独で上乗せ利子補給しようという内容のものでございます。975万円の見込み、基礎数値ですが、3,000万円と仮定しまして、0.5%分を約50件、予算では見込みました。

続きまして、18ページをお願いします。

11款災害復旧費、1目その他公共・公用施設災害復旧費、説明欄2番、商工観光施設災害復旧費4,788万1,000円の災害復旧工事の内容についてご説明申し上げます。

大きく分けて3か所。まず、1か所目の矢指ヶ浦海岸の災害復旧ということで、内容は監視塔、トイレ、倉庫等の復旧工事ということになります。これが1,783万1,000円を見込みました。

2か所目が飯岡海岸。これは平松浜レストハウス、街路灯等の修繕、それと海水浴場関係の資材が入っています倉庫等の修繕、災害復旧を見込みまして、2,635万円の内容でございます。

3点目が、長熊スポーツ公園。これにつきましては、コンクリートの歩道等の補修、浮き栈橋の補修、それから特に対岸側がかなりの亀裂等が入って、今は侵入防止等の安全対策をして、そちらのほうに行かないようにしております。それらの工事で370万円を見込みまし

て、合計金額で4,788万1,000円としたものでございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳入関係、補正予算書の10ページをお開きいただきたいと思います。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の中に農業費県補助金260万3,000円があります。これにつきましては、説明欄にありますように、東日本大震災対策資金利子補給事業費補助金、県の補助金を見込ませてございます。

それと、9目の中に災害復旧費県補助金、2節農林水産施設災害復旧費県補助金がございます。これにつきましては、農業用の施設災害復旧補助金としまして2分の1、県のほうから補助金として支援を受けさせていただくものでございます。詳しくは歳出の欄でご説明をさせていただきます。

歳出関係につきましては、13ページをお開きいただきたいと思います。

13ページの下の方でございます。農林水産業費の農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金の中の説明欄1番目に園芸用廃プラスチック処理対策事業、補助金17万5,000円がございます。これは被災に遭われましたビニールハウス等の早期の復旧を図るべく、被覆材の処理につきまして全額市で処理費を計上させていただきました。数量的には約4トンを見込んでおります。

説明欄2の農水産業災害復旧資金利子補給事業688万2,000円につきましては、日本政策金融公庫及び千葉県が創設しました被災者への復興支援としての各種融資制度に対しまして、市並びに県等で利子補給をさせていただきまして、実質農林水産業者に対しましては無利子資金を今融資をしております。既に本制度につきましては、日本政策金融公庫資金で現時点で84件、約2億2,100万円の融資を実行しております。県単資金につきましても、それぞれ経営安定資金9件、施設復旧資金18件、こういうようなもので利子補給の補助金を見込ませていただいております。

続いて、15ページの下の方の欄をお目通しいただきたいと思います。この中に農業用施設災害復旧費、説明欄にありますように、園芸用施設災害復旧事業補助金1億円が組まさせていただきます。これにつきましては、県の支援を受けまして、今回の大震災によりまして園芸作物の生産施設に対しまして破損やゆがみが相当生じております。そんなことで園芸作物の生産が困難となった農業者に対しまして、生産基盤の迅速な復旧のために必要な

支援を行わせていただく。施設の再建・修復に対しまして補助率2分の1ということで、全額県費をもちまして支援をさせていただくことになっています。この事業につきまして一番いいのは、4月1日にさかのぼって直したものについてもこの事業は使えるということになっております。

なお、事業の再建というようなことで、おおむね生産費、従来あった施設の8割は確保していただく。さらに施設の規模でありますけれども、建て替えもいいわけですがけれども、面積としては最大120%までこの事業で使えることになっております。既に農業者の説明、受付等は実施しております。

さらにその下に農業用排水路工事補助金が520万円ございます。これにつきましては、被災に遭われました水田の均平作業、排水路の修復、パイプラインの応急補修工事というものにつきまして、市単独で支援をさせていただく。そういう補助金でございます。

説明は以上で終わります。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、16ページをお願いします。

11款3項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費の3億1,014万3,000円は、災害復旧に伴います矢指川の調査設計の委託料として500万円、国庫補助災害復旧工事の道路が23路線、河川1か所、橋梁1か所の工事及び単独災害復旧工事費の道路20路線の工事請負費2億9,514万3,000円と、私道整備助成金、これは従来は1件100万円でしたが、今回200万円に増額しまして、その1,000万円が計上してございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課所管の災害復旧事業につきましてご説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

11款3項2目都市計画施設災害復旧費でございます。説明欄1の13節委託料は、2,163万円を計上したものでございまして、主なものは袋公園、川口沼親水公園及びあさひ健康パークの3つの公園におきまして、今回の災害に対する国からの補助金の査定を受けるに当たりまして、あらかじめ資料を作成する必要がございましたので、調査、測量、実施設計に伴う委託料等を専決処分させていただいたものでございます。

次に、15節工事請負費、災害復旧工事は1億185万円を予定したものでございます。内訳

は、あさひ健康パークに6,825万円。これは都市計画施設災害復旧の補助対象となるものです。

次に、トイレ4か所分の災害復旧費で3,045万円を計上しております。このうち3か所分のトイレは、中谷里浜、十日市場浜、昨年暮れに完成した椎名内浜に設置しているトイレでありまして、いずれも海岸に面しておりまして、直接津波の被害を受けたものでございまして、それぞれ復旧に要する費用を計上したものでございます。これらはすべて災害復旧債の対象となるものでございます。

残り1か所のトイレは、文化の杜公園内に現在建設中のトイレでありまして、今回の地震によりまして大きく不同沈下が発生いたしましたことから、これまで建設工事を一時中止をさせていただいたものでございます。この間、原因究明のための地質調査を実施するとともに、またこの間には専門家などからも意見聴取を行ってまいりました結果、不同沈下は建屋基礎の一部箇所に地下1.5メートルから4.25メートルの範囲に腐食土の層が確認されたということでありまして、これを解消するためには杭打ち工法などによって多額の工事費が必要になるということでもございました。この結果を受けまして、私ども庁内で検討した結果、本工事物件は取り壊さざるを得ないものと判断をしたものでございまして、建設工事請負契約書の第30条、不可抗力による損害を適用することといたしまして、これに伴う予算を専決処分させていただいたものでございます。

なお、当該トイレは、今週から順次解体工事に着手するものでありまして、今後は解体作業と並行いたしまして、若干場所を移しまして、現契約に基づきましてトイレを建設してまいります。

最後に、冒頭委託料においてご説明いたしました袋公園と川口沼親水公園につきましては、予算措置はしてございません。今後、国の査定、県の査定を受ける中におきまして、順次9月以降に補正予算をお願いしてまいりたいと思っております。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今回の災害による専決でかなりの工事が予定されるわけですが、この災害によって去年の事業もかなり繰越明許になってしまったわけです。そこにもってきてまた今年の予算も計上してあると。そういう中で、果たして予算に組んだ事業ができるの

かどうか、その辺をお尋ねします。予算に組んだ事業というのは、去年の繰り越し分です。今年的一般会計で組んだ分。それから今度は補正で組んだ分。これが事業年度にできるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、確かに厳しいです。ですから、まずは災害のほうを優先させまして、今年３月で繰り越しさせていただいておりますものを、終わりが決まっていますから、そういうものを見きわめながら進めなければなりません。ですから、今年度に組んでいる事業というのは、恐らくまた繰り越しをさせていただくという形になるのかなとは思っております。

以上です。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） では、議案の審査は途中でありますが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時12分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 1点訂正をさせていただきます。

先ほど日下委員さんのご質問のときに災害救助費29億円余りの繰越明許の中に、私のほうで仮設住宅について22年度で不用額として処理をするという話をしましたが、これは誤りでございまして、23年度で執行はしないということで不用額とさせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 委員の皆様、質問は。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 本会議で補足説明申し上げましたとおり、そのほかに特にはございません。

○委員長（滑川公英） 議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(滑川公英) ありがとうございます。

ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(滑川公英) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長(堀江隆夫) それでは、3点ほど報告をさせていただきます。

最初に、委員のお手元にありますリーフレットをお目通しいただきたいと思います。

最初に、「環境保全型農業直接支援対策の概要」ということで、千葉県が作成しました資料を説明させていただきます。

これにつきましては、先ほど補正予算の中で、本年は65町歩取り組みしたいということでご説明いたしました。詳細の中身がここに書いてございます。この資料の2ページ、3ページ目をご覧くださいと思います。

ここにありますように、支援の対象者としましては、エコファーマーの認定を受けている農業者あるいは受けること、あるいは農業環境規範に基づく点検を行っていること。こういう積極的に取り組む農業者が支援の対象となります。

支援の対象となる取り組みにつきましては、1、2、3、4にありますように、いろいろな化学肥料、化学合成農薬の5割低減に取り組む農業者等に対して支援をすることになっています。

支援の水準につきましては、先ほど説明しましたように、3ページの下のほうにあります。10アール当たりの支援単価は8,000円です。ただ、国と地方公共団体の負担割合が1対1ということで、原則として国につきましては、地方公共団体が負担した場合に交付金が交付さ

れます。国の4,000円が農業者のほうへ直接支援されます。あと、県と市の分については、市の予算を通じて農業者に支援されることになっています。

そんなことで4ページにあります。申請の期限が6月30日ということで、もう過ぎておりますけれども、今取りまとめ中でございます。現時点では旭市につきましては、マリーゴールドの栽培で農薬を減らす取り組みに対して、本年、支援をしていきたいと考えております。

もう一つのリーフレットをお目通しいただきたいと思います。4月から本格実施ということで、農業者戸別所得補償制度の関係でございます。これにつきましては、ご承知のように需要に合ったお米を作っていただくということで、昨年の試験的な導入に加えて、本年から本格的に水田あるいは畑作でも所得補償制度が導入されております。

農業の状況につきましては、震災後、大変な状況になっているわけですが、国につきましては、この制度、今だからこそうい農業者の支援については支援をしていくということで聞いております。

支援の助成の対象としまして、この資料の2ページをお目通しいただきたいと思います。

お米に対します助成につきましては、ご承知のように、お米を作った分、自家用を除きまして10アール当たり1万5,000円が支援されることになっております。

さらに、昔の生産調整ということで水田を戦略作物の助成ということで、ここに書いてあります麦、大豆、飼料作物は10アール当たり3万5,000円、米粉用米、飼料用米、WCS、これは稲のホールクロップサイレージ、そういうものにつきましては10アール当たり8万円という支援が本年も実施されます。

この中に耕畜連携助成ということで1万3,000円と書いてございます。これにつきましては、飼料用米等の後の稲わらを牛の飼料として提供した場合につきましては別途1万3,000円が交付されます。全額、国の支援で交付されることになっております。

現在、旭市の状況でございますけれども、戸別所得補償制度の申請を受けております。本来であれば6月30日が交付の申請締切り期限となっております。ただ、今回、震災があったということで、千葉県旭市につきましては7月末日まで申請は受け付けできるということで、現在、再度、農業者の方には申請の受け付けということでご案内をしているところでございます。現在、この戸別所得補償に乗りたいということで、237名の方に手を挙げていただいております。品目ごとには、飼料用米が165.9ヘクタールという形で、市の目標としまして200町歩を今考えているわけですが、現時点では飼料用米については若干余裕がある

という状況でございます。

特に農水産課のほうでは2点ほど考えています。7月末までの推進の期間、ご承知のように水田転作の率が認定農業者等につきましては33.6%、田んぼを転作あるいはいろんなものに変えていただきたいということでご案内してあります。現地をいろいろ回ってみますと、既にハウス等で転作をやっている方が結構います。ただ、100%やり切れていない。極端に言えば、1町歩ある中で2反まではやっているんだけど、あと1反3畝やれば転作に該当するんだよねと。そういう方につきましては、ぜひ乗っていただいて、1反3畝を飼料用米等で取り組んでいただく。そうすることによりまして、残りの水稻の作付の6反なり5反に対しまして10アール当たり1万5,000円という国の支援策がございます。そういうようなことで、今一步やれば転作達成者、これに対してこれから農業者への指導を徹底していきたいと考えています。

それと、戸別所得補償制度が土地改良事業の補助金の一番入り口になっております。この戸別補償制度に乗るがために土地改良事業をやりたいんだと、そのために基盤を整えたいというようなことで、これをやるためという部分で補助金がついてございます。そのようなことで、ぜひ農業者戸別所得補償制度につきましては、中身的には我々も議論があるとは考えていますけれども、土地改良事業等の推進のためにも旭市で取り組むべく現在進めております。よろしくお願ひしたいと思います。

最後にもう1点、3月20日から野菜等の中で放射能汚染ということで農業者の苦痛が始まっております。現在の東電への損害賠償の状況等につきまして、ご報告をさせていただきます。資料はありません。

J A系統ですと、5月末に東電に第1回目の請求を行ってございます。J Aに係る分も含めまして、農業者627名の方が請求をしまして、金額的には2億5,900万円請求したということで聞いております。最初、この請求につきましては出荷停止等のものでありますけれども、第2次請求は風評被害が主なものでございます。これにつきましては、旭市管内では農業者323名、4億9,900万円をJ A系統では請求をしていると聞いております。6月末に東電に請求したということでございます。第1回目のJ Aの請求につきましては、農業者の請求に係る約半額程度を既に仮払いをされているということで聞いております。

あと、J A以外の出荷団体につきましては、現在、農水産課と県の農業事務所の職員が一体となりまして、直接東電のほうに請求すべく書類の策定等を農業者と一緒に作っている段階でございます。特に風評被害につきましては、千葉県の中では旭市、多古町、香取

市の2市1町のみが該当になるという第2次指針等の国の方針を受けております。そのようなことで農業者への指導を徹底していきたいと考えています。

農水産課につきましては、以上です。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、商工観光課のほうから所管事項につきまして報告させていただきます。

政務報告でも市長のほうから申し上げた部分がございますが、補足して報告いたします。

最初に、プレミアム付共通商品券の発行事業について申し上げます。

旭市商業の振興と活性化を図るということを目的に、旭市商業振興連合会が昨日の日曜日と本日に販売をしております。今回も消費の刺激と利用者の利便ということを考慮し、使用期限が1年間ということになっています。販売は市内全域を対象に、特設販売所5か所で1万2,000セット、額面にしますと総額1億3,200万円となります。その5か所につきましては、商工会の本所、各3支所及び干潟駅前の区民会館の5か所でございます。広く市民の皆様が購入いただけますよう、1人当たり5セットとしまして、1家族、最大でも20セットまでということで販売の上限を設けています。共通商品券の取り扱い加盟店ですが、市内全域で542店舗となっております。

2点目は、観光についてでございます。これも、七夕市民まつりにつきましては「のぼる旭 祈りを込めて」ということで、8月6日・7日の2日間、開催をする予定になっています。

長熊の釣り堀センターは、先ほども補正予算のときに少しご説明させていただきましたが、震災被害を受けています。でも、危険個所だけを応急に整備し、4月から営業を再開しています。4月、5月の入場者数は2,919人ということで、平成22年度の同時期と比較しますと393人、15.6%の増。おかげさまでこういうような数字になっています。内訳ですが、市外の方が73.8%、市内の方が26.2%という状況でございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 水道課のほうから震災に伴う水道料金の減免について報告させていただきます。

3月検針分と4月検針分は地区を分けて検針してございますので、3月・4月の分を減免させていただきました。減免内容については、全壊家屋と復旧困難による免除、異状水量に

よる減免。それから赤水対応、管がかなり汚れてしまったということで、全世帯1立方メートルずつ減免したわけですが、この件数が総トータルで1万9,301件。減免水量としては5万5,980立方メートル、減免金額は1,238万2,962円でございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 各担当課の報告は終わりました。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） お尋ねしますけど、戸別所得補償制度、今年の加入者237人ということで、生産者の数から見れば、私は、かなり少ないと思うんです。少ない要因は何なのか。要はメリットがないからか、それともほかに要因があるのか。

それから、これは昨年から始まったわけですが、減反をした場合、飼料用米等を作付した分で反当どのぐらいの金額になるのか。

それから、食用として米を販売した場合、去年は価格保障制度があった中で、例えばコシヒカリでは1俵幾らになったのか。代表的な米ですね。それから、千葉県の奨励品になっております「ふさおとめ」は1俵どのぐらいになったのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今の委員ご質問の少ない要因、昨年の所得補償につきましては加入者が市内で約1割程度ということで、本年も1割は超えていますけれども、相当低い数字ではございます。1つの要因としましては、この地域はお米を作れば売ってしまうということにあるのかなと。特に早場米地帯で、早く収穫したものについては結構な値段がついているという部分がある。とは言いながら、昨年、所得補償に入られた方につきましては、入ってよかったという声が聞こえております。というのは、先ほど言いましたえさ米の部分で国から支援が8万円ございます。それで、当地区につきましては、昨年、単価的にキロ42円で買っていただいたという値段がでございます。それと、市につきましても2万円という支援が昨年ありました。昨年ですと、普通のお米の雑品種とほぼ同じぐらいの値段でいけたかなと。去年はお米がちょっと安かったという部分があります。それに加えて、お米を作った部分、自家用を除きますけれども、年内に1万5,000円所得補償がございました。年が明けまして2月に1万5,000円にさらに上乗せをしまして1万5,100円、都合3万100円、お米を作ったところについて10アール当たり支援があったということです。昨年の例ですと、所得補償について、入った方はよかったという声はほとんど聞いております。

ただ、よかったから、今年はどうですかという話を今までしているわけですが、ち

またの中でお米が今年は特に高くなるのかなといううわさ等もあります。そんな中で若干敬遠をされているのかなということではあります。

お米の値段的には、我々も言い切れない部分がございます。ただ、情報としましては、新米が出た端境期については、コシヒカリ等については、いい値段でいけるかなということです。値段的には申し訳ないですけども、幾らというのは言い切れない部分があります。ご容赦いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（滑川公英） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時32分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑 川 公 英

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 3 年 7 月 5 日（火曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 3 年 7 月 5 日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 3 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 9 号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項（平成23年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第 1 4 号 専決処分の承認について（旭市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 議案第 1 5 号 専決処分の承認について（旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

《付託請願》

- 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願
- 請願第 2 号 「国における平成 2 4（2012）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

《付託陳情》

- 陳情第 1 号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情

出席委員（8名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 七 巳
委員	林 一 哉	委員	嶋 田 茂 樹
委員	佐久間 茂 樹	委員	木 内 欽 市
委員	景 山 岩三郎	委員	伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 員 日 下 昭 治
（請願紹介議員）

説明のため出席した者（２６名）

教 育 長	茅 田 哲 雄	環 境 課 長	浪 川 敏 夫
保険年金課長	石 毛 健 一	健康管理課長	高 山 重 幸
社会福祉課長	渡 辺 輝 明	子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝
高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁	病院事務部長	渡 辺 清 一
庶 務 課 長	加 瀬 寿 一	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	高 野 晃 雄	体育振興課長	野 口 國 男
病院事務次長	石 鍋 秀 和	病院経理課長	鈴 木 清 武
病 再 整 備 室 院 長	鎬 木 友 孝	そ の 他 担 当 職 員	１１名

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
主 任 主 事	飯 嶋 健 悟		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本会議において当委員会に付託されました4議案、いずれも重要な案件でございますので、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

木内委員におきましては、けさほどの火災のため、少々遅れるとの連絡がございましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、日下昭治議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、夢田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（夢田哲雄） おはようございます。

それでは、文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。去る３月定例会の文教福祉常任委員会開催中に発生しました東日本大震災から４か月が経過しようとしておりますが、旭市は幸いにして入梅前に、被災者の方々には仮設住宅への入居を終えることができました。しかしながら、東北地方の被災者の方々につきましては、いまだ避難所生活を余儀なくされている方が大変多くおりますとともに、大雨による地滑り被害等、新たな脅威のもと、不安な生活を過ごされております。

旭市においては、一日でも早い復旧・復興を実現し、市民の活性化はもとより、東北地方の方々に対してもわずかでも明るい希望を与えられるよう、職員一丸となり頑張っておりますので、議員の皆様方におかれましては、より一層のご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本日は、付託されました議案第１号ほか３議案についてのご審議をいただきますが、答弁は簡潔明瞭になるよう努めてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る６月２７日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第１号、平成２３年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第９号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第１４号、専決処分の承認について、議案第１５号、専決処分の承認についての４議案であります。

初めに、議案第１号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願います。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、環境課所管に係る予算補正について補足説明申し上げます。

予算書の９ページをお開きいただきたいと思います。

４款１項４目環境衛生費の説明欄１番、合併処理浄化槽設置促進事業の１９節負担金補助及

び交付金1,500万円は、東日本大震災により破損した浄化槽を更新した被災者に対し支援しようとするもので、震災時に遡及し適用するものでございます。

なお、本事業は、予算書7ページの14款2項2目衛生費県補助金の説明欄1番、被災地浄化槽復旧支援事業費補助金のとおり、千葉県の補助金750万円を見込んでおります。補助率は、1基当たり2分の1、最高15万円となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、生涯学習課関係の予算について補足説明をいたします。

歳出の10ページをご覧いただきたいと思います。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費の説明欄1番、緊急雇用創出文化財台帳整備事業486万円は、合併前の各市町ごとに分散収蔵している市所有の埋蔵文化財や民俗資料を一元的に管理するため、その数量、状況を整理し、統一性を図るもので、約3万点の資料を調査・整理するものでございます。

続きまして、これに伴う歳入の説明を申し上げます。

歳入の7ページをご覧いただきたいと思います。

14款県支出金、2項県補助金、3目労働費県補助金、説明欄1番、緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金486万円が歳出で説明しました事業の財源となるもので、事業費の全額が県補助金となるものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから議案第9号、専決処分に係る補正予算書のうちの子育て支援課に関する部分についての執行状況についてご報告をさせていただきます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費の中の13節委託料750万円についてでございます。この委託料の執行状況についてご報告をさせていただきますと、日の出保育所の災害復旧工事実施設計業務委託については、旭市中谷里8,129番地、建築計画、代表、林清次と契約を締結いたしました。契約日は平成23年6月14日、契約金額としては168万円となっております。

この委託契約の内容といたしましては、ボーリング調査、それから建物と園庭の地盤改良の方法についての検討ということでございます。

8月15日までに設計を完了させることといたしておりまして、その後、工事の予定としては、現在考えておりますのが、9月発注、12月に完了させて、1月には保育を再開できるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、専決処分の環境課所管に係る予算補正について補足説明申し上げます。

予算書の13ページでございます。

4款2項2目塵芥処理費の説明欄1番、災害廃棄物処理事業20億40万円は、災害廃棄物の処理委託料で、約10万トンの処理を見込み、分別、運搬、処分について見込みました。

歳入は、9ページの13款2項3目衛生費国庫補助金の説明欄1番、災害廃棄物処理事業費補助金10億20万円と、11ページ、20款1項1目衛生債の説明欄1番の災害対策債10億20万円を見込みました。

次に、15ページでございます。

11款1項2目衛生施設災害復旧費の説明欄1番、衛生施設災害復旧費2億1,000万円は、萩園生活排水処理施設について、災害に伴う改良工事費を見込みました。

歳入は、9ページの13款2項7目の1節、説明欄2番、廃棄物処理施設災害復旧費補助金1億500万円を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、庶務課関連の補正予算について説明申し上げます。

予算書17ページをお願いいたします。

11款4項1目公立学校施設災害復旧費、説明欄1番の公立学校施設災害復旧費5,665万5,000円の内容でございます。

まず、13節委託料ですが、設計・監理委託料247万7,000円。これにつきましては、滝郷小学校屋内運動場天井復旧工事委託料と干潟中学校プール解体等災害復旧工事設計委託料でございます。

その下、15節工事請負費、災害復旧工事5,417万8,000円の内訳でございますが、4校ございまして、滝郷小学校、これは天井復旧ほかの工事です。古城小学校、校舎のエキスパンションジョイント、犬走り、排水、舗装等、外構関係の復旧工事です。干潟中学校、プール解体、外構全般の復旧工事になります。飯岡中学校、グラウンド、テニスコートの砂処理、校舎のカーペット交換工事になります。

なお、飯岡中につきましては、その前の補正で屋外運動場、自転車置き場等々、フェンス改修の工事が済んでおります。

これにつきましてはの歳入でございますが、9ページをお願いいたします。

13款1項2目災害復旧費国庫補助金、2節の文教施設災害復旧費国庫負担金1,648万1,000円。これは、国の負担率は3分の2でございます。

それと、11ページ、20款市債です。

20款1項7目災害復旧債の4節文教施設災害復旧債5,660万円、これで市債を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、生涯学習課関係の予算について補足説明をいたします。

歳出の説明をいたします。

17ページをご覧いただきたいと思います。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費、説明欄1番、社会教育施設災害復旧費2,230万2,000円のうち生涯学習課所管の工事請負費は、東日本大震災で被災した施設等の災害復旧工事費でありまして、大原幽学史跡遺跡公園にあります旧林家住宅においては、地震で壁にひび割れ等が起り、また、いいおかユートピアセンターにおいては、地震と津波で空調設備や外構フェンス等が損傷し、また、足川浜の憩の家跡地においては、かねて植栽済みの黒松が津波等で流されてしまいましたので、それぞれ復旧させ

るためのものがございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、体育振興課のほうから、所管いたします施設、やはり東日本大震災で被災をしておりますので、その復旧費を見込んでおります。

ただいま生涯学習課のほうの説明いたしましたけれども、17ページになります。

社会教育施設災害復旧費として説明欄にございます2,230万2,000円のうち、970万円が体育振興課の所管いたします施設の災害復旧工事でございます。

内訳につきましては、飯岡体育館につきましては、入り口のフェンス、あるいは駐車場の舗装、それと宅内の水道管の復旧にかかわるものがございます。それと、隣にあります飯岡庭球場につきましては、照明灯4基ございますけれども、民家に対しましてかなり傾いてしまったということで、これの撤去を見込んでおります。

そのほか、海上野球場につきましては、地盤の沈下等がございました。また、総合体育館につきましては、メインアリーナのシステム天井が落ちてきてしまっておりますので、こちらの復旧費を見込んだものがございます。

よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 3月11日から短い期間でいろいろ計画して、予算等つかめないところもあるんでしょう。大変だと思いますけれども、一つだけ。

日の出保育所、現場見させていただきましたけれども、かなりひどい状態ですよ。ひどかったですよね。設計・監理委託料750万円、工事1億5,000万円ってかなり大変なんですよけれども、見積もりは。場所の移転とか、かなりひどい液状化していたから、場所を変えろとか、そういったことは全く考えてなかったですかね。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 実は、あの状況を見て、翌日ですか、あれでは保育はできないなというふうに思いまして、どこかほかの場所に移転しなくちゃまずいだろうということ でちょっと検討はしてみましたが、この間の一般質問のときでしたか、6億円がどうして1億5,000万円になったのというお話もありましたけれども、その6億円がまさにそうでした。

新しくどこかに土地を求めて、今日の出保育所を解体して、別のところに建てようかという議論もかなりしてはいたんですが、現実、矢指地区というところがなかなか公共的な施設を建てられる場所がなくて、新たに土地を買って出るとなると、とてもそれは時間もかかるし、どうしようかということでだいぶ悩んでいたんですが、日の出の保育所を見たときに、概略を設計した方にちょっと見てもらったんですが、建物は何でもないよと。だから取りあえず、建物そのものが20年ぐらいの経過ですから、あそこを直してやっても大丈夫じゃないのという話もいただいたりして、それで副市長、市長と協議して、あその場所で直そうということに決定をさせていただいて……。

ただ、それにしても、保護者がかなり不安を持つだろうから、園庭、それから建物の下、全部、危険のないようにきっちとボーリング調査をして。実はきょう、ボーリング調査が入っているんですが、建物の下と園庭とボーリング調査をして、危険のないように園庭部分をきっちとやって、あそこへ子どもたちを戻そうということに結果としてはなりました。かなりの時間をかけて、その辺は議論していたと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） そういう意味では、多分、きっちと設計していただいて、工事やっていただけることを信じて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、これ、園児、保育所だから、2階にするということはどうなんですかね。一部でも、考えているんですか。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 建物が、今、まさしく言ったように、20年たっていますので、そこを例えば一部分でも2階にするとなると、もっとすごいお金かかってしまうんじゃないかなというのもありまして、その2階部分についてどうこうという検討は、正直のところ、しておりません。

建物の杭ですね、50本ぐらい杭が打ってあります。そこで建物は全く。テラス部分は切り離されちゃって、かなり亀裂が入っていますけれども、建物は全く大丈夫なので、2階にするという議論も実際のところはしておりません。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、議案第14号、専決処分の承認について、旭市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明させていただきます。

現行条例につきましては、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者につきましては、年金給付の支払いに係る月の前々月の15日までに申請書を提出しなければならないと定められておりまして、平成23年度分として4月給付分から引き落とされます保険料の当初分から減免の対象とするため、申請期限を今回延長するものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

議案第14号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第14号は承認することに決しました。

議案第15号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第15号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(向後悦世) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

庶務課長。

○庶務課長(加瀬寿一) それでは、資料を提出してございますが、飯岡中学校の改築事業基本設計についてご説明し、報告申し上げます。

平成22年度事業といたしまして、基本設計業務を完了いたしました。その概要を説明いたします。

資料といたしましては4枚の資料になっております。1枚目が基本設計の概要、それと2枚目以降は図面になっております。ちょっと小さくて見づらくて申し訳ありません。2枚目が全体の配置図、3枚目が1階の平面図、4枚目が2階の平面図、そういうつづりでございます。

まず、この基本設計でございますが、施設を造るにあたりまして、四つの基本方針を掲げました。望ましい個性と社会性を備えた、心身ともに健全で、将来の可能性を追求できる生徒をはぐくむ校舎、これが一つでございます。それと、災害に強く、環境を考慮した校舎。それと、飯岡の地域風土を尊重した、自然観があふれ、機能性のある校舎。それともう1点、地域教育の核となる、地域に開かれた校舎。この四つの基本方針で基本設計を作っております。これから、実施設計に向けましても、この基本方針で行きたいと思っております。

では、資料の1枚目でございます。

まず計画地。皆さんご存じのとおり、旭市横根・三川、いいおかふれあいスポーツ公園西側でございます。

敷地面積は3万6,286平方メートルでございます。

4番の建物の概要でございますが、建物は、海上中学校と同じような一体型の建物を計画しております。全体を三つのゾーンに分けてございまして、一つのゾーンが管理・普通教室棟、特別教室棟、それと屋内運動場、そのようなゾーニングの設計でございます。

まず、建物の校舎のほうですが、管理・普通教室棟といたしまして、構造・規模、基本的に鉄筋コンクリート造の2階建てでございます。

延床面積は3,827.185平方メートル。

管理・普通教室棟の部屋といたしましては、管理諸室、校長室、職員室、保健室、事務室等8室。普通教室、これは少人数学級用、特別支援教室を含めまして13教室です。

なお、学級数は現在、普通教室が9プラス特別支援学級が2、11クラスになっております。それと、多目的スペース、使いやすい広々とした多目的スペースを4、設置してございます。

また、特別教室棟といたしましては、延床面積が809.145平方メートル。

部屋は美術室、技術室、音楽室、被服室、調理室で5室でございます。あとは、放送室、生徒会室、みんな別の部屋建てになっております。

次に、(2)の屋内運動場ですが、面積部分、1階アリーナ部分の床面積1,626.575平方メートル。この部分につきましては、いわゆる舞台等もこの面積に入っておりますので、実

質運動できるアリーナを見ますと、記載ございませんが、約1,190平方メートルというような大きさになっております。

また、2階部分には武道場がございます。1階にそれぞれの部室を、運動場の隣に設置してございます。

(3)の屋外施設ですが、野球場、サッカー場、陸上トラック、テニスコート。テニスコートは3面とれる広さになっております。

駐輪場、子どもたち全部、現在、生徒数287人でございますが、駐輪場、ゆったり300台分、優にとれます。

駐車場につきましては66台分。このほかに、身障者用スペースとしまして2台分。

それと、太陽光発電システムを計画しておりまして、屋上に設置しまして、20キロワットの能力を持つ太陽光発電を設置いたします。

それでは、図面のほうをちょっと簡単にお話ししたいと思います。

まず、2枚目が配置図になっておりまして、上が北というふうに見ていただければなと思います。この図面でいきまして、右の角の下が南東部になりますが、この南東部に正面入り口を設けてございます。濃い色が通路関係になっております。その上の部分が教室棟。斜線、縦線といいますか、これに見えるものがそれぞれの部屋になっておりまして、下に各教室棟があつて、真ん中の部分が特別教室棟。上に行きまして、大きい四角が屋内運動場。そのような配置になっております。一番奥が駐車場になっております。

次に、2枚目をお願いいたします。

これが1階の平面図です。

平面図のほうがちよつと分かりやすいかも分かりませんが、一番真ん中に昇降口を設けております。出入り昇降口。この図面で見まして右側が1年生の教室を今想定しております。図面の右側が1年生の教室です。この右側の教室棟の上といいますか、多目的スペースをとってありまして、その上側にコンピュータ室、その右側が図書室。また、正面から左側はすべて管理棟、校長室、職員室等になっております。この図面で真ん中に見えるものにつきまして、正面昇降口を入っていきまして、真ん中の右側が技術室、その左側に調理室、被服室を設けてありまして、上へ上がって行きまして、左側のほうは部室等、会議室を越えて部室等がございます。右側に総合運動場。このような配置図です。

もう1枚、最後の資料が2階の平面図でございます。

2階は、南側全面に普通教室、特別支援教室を設けました。それで、真ん中の右上に理科

室を第1、第2と設けてあります。教室棟のすぐ上です。それと、真ん中部分に音楽室、美術室でございます。音楽、美術、1階の技術室もそうなんですが、音の出る特別教室棟を一般教室から離して、真ん中に配置してございます。2階の、この図面の真ん中の北側ですが、上側ですが、そこは武道場になっております。

以上、簡単ですが、説明申し上げました。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、保険年金課からは2点ほど報告させていただきます。

最初に、東日本大震災に伴う国民健康保険、後期高齢者医療の一部負担金、医療費の自己負担の取り扱いについてご報告いたします。

両保険とも、一部負担金の免除割合は全額で、対象となる方は、1番目として、住家の全半壊、または全半焼、またはこれに準ずる被災をした方。2番目として、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方。3番目として、主たる生計維持者の行方が不明である方。4番目として、主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方。5番目として、主たる生計維持者が失職し、現在、収入がない方。6番目として、原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方で、本市ではほとんどの方が住家の半壊以上の被災を受けた方で、この方々は全額免除となります。

免除期間は、震災発生日の平成23年3月11日から平成24年2月29日となっております。

医療機関の窓口での取扱いは、6月末までは口頭で申し出ればよかったのですが、7月1日より、保険証と同時に一部負担金の免除証明書を提示して受診するようになりました。

なお、免除証明書は、市の被災者台帳をもとに、該当者には職権で6月中旬に送付いたしました。

また、震災後、医療機関窓口で支払った医療費があった場合は、還付を償還払いにて行っております。

あと、国民健康保険でない方も、加入の健康保険組合で実施しておりますので、そちらの健康組合で該当になると思います。

次に、後期高齢者医療保険料の減免についてご報告いたします。

減免の対象となる方は、一部負担金の免除対象者と同様ですが、住家が全壊した方は保険料が全部減免され、半壊——大規模半壊も含みますけれども——の方は2分の1の減免がされます。

本年度の保険料は、7月中旬に減免前の納付書が一たん送付され、その後、8月に職権で

新たに減免決定書、住家の半壊の方には当初の半額の納付書が送られる予定です。既に納めた保険料、つまり特別徴収ですね。年金からの引き落としの方は、4月分からいただいておりますので、還付の対象となります。

国民健康保険税の減免、一部負担金の免除に要する費用に対する財政支援としては、ちょっと一般質問でもお答えしたんですけれども、その費用の10分の8に相当する額を国民健康保険災害臨時特例補助金、残りの10分の2に相当する額を特別調整交付金の対象として補てんになります。

後期高齢者医療保険料の減免、一部負担金の免除に関する費用も、国保と同様に、10分の8を後期高齢者医療災害臨時特例補助金、残りの10分の2に相当する額を特別調整交付金にて財政支援をいただける予定でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから、保育料の減免の状況についてご報告をさせていただきます。

被災された方に対する保育料の減免につきましては、児童の居住している家屋が全壊の場合は全額、大規模半壊または半壊の場合には保育料の半額免除ということでしておりまして、減免の期間は、いずれも4月から6か月間ということになっております。

6月末で減免を決定した方につきましては、保護者の数で44人、児童の数では55人、減免額としては、6か月間で363万3,000円ということになります。

この内訳といたしましては、全壊が保護者の数で7人、子どもの数で8人ということで、金額にして94万2,000円。大規模半壊と半壊につきましては、保護者の数では37人、子どもの数で47人ということで、金額は269万1,000円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、私のほうから、やはり震災に係る介護保険料の減免と、それと介護保険利用者の自己負担額の減免についてご報告させていただきます。

介護保険料の減免のほうにつきましては、減免の対象を、全壊または大規模半壊及び半壊の住家といたしております。それと、減免割合につきましては、被災の程度と介護保険料の所得段階に応じて減免割合を定めました。

それでは、減免割合でございますが、保険料の所得段階につきましては、第1段階から第

9段階までございます。まず、第1段階から第5段階までの者につきまして、全壊の方は保険料の全額を免除、半壊及び大規模半壊につきましては2分の1。それと所得段階が第6段階、第7段階の者につきましては、全壊の方は保険料の2分の1、半壊、大規模半壊は保険料の4分の1。それと第8段階、第9段階の者につきましては、被災の程度、全壊の者につきましては保険料の4分の1、半壊、大規模半壊につきましては保険料の8分の1を減免するものでございます。

それと、続きまして、介護保険サービスの利用者自己負担額の減免についてでございます。

こちらにつきまして、対象者及び減免の期間でございますが、まず、対象者につきましては、現に居住する住宅が全壊または大規模半壊、半壊と判定された人を対象といたしてございます。

被災の程度による減免の割合、また期間でございますが、住宅の被害の程度が全壊の場合につきましては、利用者自己負担額の減免期間を6か月といたしております。3月11日から8月31日までの期間でございます。次に、半壊並びに大規模半壊の者につきましては、減免の期間を3か月といたしております。これは3月11日から5月31日までということにして、5月31日で半壊の方は減免期間が終了いたしてございます。

この減免の取り扱いにつきましては、対象者の方に認定書のほうを交付いたして、利用していただくようになってございます。

ちなみに、減免の対象者数でございますが、全壊の方で34人、半壊並びに大規模半壊の方で75人、合計109人が現在のところ対象者となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 中央病院が新しい棟になりまして、何か変わったこととか、何か問題が起きなかったかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（向後悦世） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、今のご質問に対してお答えいたします。

新棟ができた関係で何か問題が起きなかったかということでございますが、実際に新棟ができて、受診方法の変更ということを行っております。できるだけ機械化をするということが一つのコンセプトでありまして、再来受付機、それから自動精算機ということで導入

いたしまして、オープン当初はシステムが変更になったことで患者さん及び職員もふなれなことがございまして、多少混乱したということがございます。ただし、現状は、そこに朝6時半から職員を当てはめたり、夕方まで配置するというような形で、現在は非常になれてきているということがございます。

ただし、3か月投与というような形で長期間投与を受けている患者さんがおりますので、これは継続的に、その辺の患者サービスを向上させていきながら、再来受付機、あるいは自動精算機のやり方を各患者さんにもご理解いただくというような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかにありませんか。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） それでは、せっかくの機会でございますので、中央病院のほうにちょっとお聞きしたいんですけども、3月の大震災で被災されました患者さんに対してどのような対応をしたのか。まずそれが1点。

それから、5月に新棟オープン後の患者数はどのような推移をしているのか。その2点をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 震災後の病院の受診状況、及び新棟オープン後の状況ということでございますので、一つ目の震災後の状況について、ちょっとお話しいたします。

震災後、6月まで、先ほどお話がありましたとおり、患者さんの申し出により、自己負担割合はゼロ割というような形で対応してます。その申し出のあった受診件数でございますが、申し上げますと、3月160件、4月が176件、5月が232件ということで、3か月間で568件ほどの患者さんの申し出がございました。

ただし、この中で市内国保の所有者といたしますか、市内国保を提示なさった方は234件ということで約4割。あとはほかの地区。例えば、茨城県ですとか原発が発生した福島のほうから来ている方もいらっしゃいます。そういう形がありまして、実際の568件のうち、市内の国保の所有者の方は234件ということになります。

先ほどお話がありましたとおり、今月、7月からは保険の免除証明書が必要になるというような形で事務のほうも理解しております。

もう1点でございます。新棟オープン後の状況はどうかということでございます。

4月、5月と、患者数に関しましては、震災の影響と景気の後退もございまして、受診抑制が起きております。また、本館への引っ越し等により、昨年に比べますと、患者数は若干落ちていると。入院のほうは大きくは下回ってはいないんですけれども、外来のほうは一時期、ちょっと下回っていたということがございますので、病院が丸丸となって今後の収入確保と費用の抑制を図って、病院の安定的な経営をしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） そうしますと、5月の新棟オープン後、4月、5月におきましては、震災の影響が出て、多少、患者数が減っていると。しかし、それも景気の低迷とか、そういう面も影響してきているということで。それから、診療報酬の改正もございましたよね。そういうことも多少あるんでしょうかね。

○委員長（向後悦世） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 診療報酬に関しましては、2年に一度ということでございまして、今年は一切、点数の変更はございません。昨年の4月に診療報酬が改定になりまして、今年に関しましては、改正の裏の年と言われています。来年が改正になりますので、診療報酬の影響は全くないと思います。

（発言する人あり）

○病院事務次長（石鍋秀和） それは直接ないと思います。それと同時に、先ほどお話ししましたとおり、長期投与が認められたということがございまして、ドクターの方も、ちょっと遠方からいらっしゃる方に関しましては長期投与で、例えば90日間とか、そういう形の投与で患者さんの外来での混雑をできるだけ避けるというような趣旨もあると思いますので、診療報酬の改定によって大きく影響したということはないと私個人としては考えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今、患者数の減少とありましたが、外来でしょう。どのくらい減ったんですか。

○委員長（向後悦世） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 数字でお話ししますと、4月が6万4,000人。

（発言する人あり）

○病院事務次長（石鍋秀和） すみません。ちょっとざっくりした形で申し訳ないです。

4月が6万4,000人から5万9,000人です。昨年比で92.6%。それから、5月、一般が5万9,700人から5万8,200人で、97.5%。約2・3%は減っていると。ただし、4月が大きいのは、やっぱり3月の影響、4月の影響というのがあって、5月ぐらいからちょっと復調傾向にあるので、後半にかけては患者数は戻るというように予想しています。ただし、病院としては、患者数が減ったということを真摯に受けとめまして、病院長も全ドクター、あるいはスタッフにかけて、その辺の収入の確保と経費の抑制ということをうたっているというような状況です。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 了解しました。

実は、そういうのを前々から心配している人いたんですよ。だんだんお金が、景気が悪くて、お医者にかかれない人が増えてくる。そういう影響も徐々に中央病院に出ないかと心配している人、実際にいるんですよ。それで今、聞いてみました。

実際、人口だってどんどん減っていくし、あと25年したら、本会議でもいいましたが、旭市の人口も5万人台になっちゃうんですから。銚子市においては4万人台になっちゃうんですから。もう周りのパイが減っちゃうわけですから、今は患者が殺到して困るというが、そのうち、今度、患者が来なくなって困るなんてなったら大変ですから、よろしくお願いします。

それと、小さいことですが、実は日曜日のチラシに、中央病院のコンビニの従業員募集というチラシが入ったんですよ。これ見て、あれと思ったんですが、事務部長、どう見ます、このチラシ見て。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 特にコンビニということは今考えておりません。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） いやいや、チラシが入っているでしょうよ、日曜日に。中央病院。入ってない。入っているでしょう。私、持ってきてない。今、ちょっと車へ置いてきちゃったんですが、旭中央病院で、時間給750円。入っていますよ。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） そのチラシのことは、ちょっと私も存じ上げていないんですけども、当院では、この後の利便施設ということで、1階にカフェを入れるということと、

12階に喫茶と売店を入れるということを計画しております。もしかしたら、その業者のほうから出たものかとは思いますが。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） じゃ、ちょっと会議進めてもらっていいですか。私、ちょっと車行行って持ってきたと思うんです。

○委員長（向後悦世） じゃ、10分間休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前 10時56分

再開 午前 11時10分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事項の報告を行います。

引き続き、木内委員、質問をお願いします。

○委員（木内欽市） すみません、どうも。

読みますね。8月1日新規オープンにつき、オープンニングスタッフ大募集。病院コンビニ売店販売スタッフ。こう書いてあるんですよ。勤務地が国保旭中央病院12階売店。ですから、そのお尋ねです。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鎗木友孝） 答えいたします。

こちらのほうは、この応募にも書いてあります、株式会社光洋という会社でありまして、こちらのほうの光洋という会社なんですけれども、おむつとか、そこら辺の販売から一部売店、その生産をずっとメインにしてきたところなんですけれども、今回、こういう売店業務にも入って、日用品を売ったりとか、それからコーヒーも売ったりとかということをしている会社であります。コンビニというふうに書いてありますけれども、いわゆるコンビニではない会社ですね。フランチャイズは扱っておりませんということでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） コンビニの会社じゃなくても、やることは最終的にはあれでしょう。だ

って、ここに病院コンビニ売店って書いてあるんだから、それで持ってきたんだから、パン売ったって、せんべい売ったって、何売ったっていいわけでしょう。そういう具合になるでしょう。ですから、別になったっていいんですよ。そうやって変に言う必要ないんですよ。別に入ったって何したっていいんですよ。前にも質問しましたよ。この次、院外薬局の件も質問しますけれども、別になったっていいんですよ。それを、入る予定がないとか。入ったっていいんですよ。そのスペースはもう既に配管してあるんだから、新棟を造るときにこういうスペースを造ってあったんでしょう。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鏑木友孝） こちらのほうなんですけれども、12階に92平米ということで当初から用意しておりました。やっぱり患者さんからのご要望も、カフェ……。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 木内委員、ちゃんと挙手して、指名されてからお願いいたします。

○委員（木内欽市） 時間がないから。

だから、何言ってもいいんですけれども、最初から、質問したら、こういうスペース設けてありますよと、売店は造りますと、そのときに言ってくればいいだけの話なんですよ。これ見て初めてびっくり。ここにいる委員だって、みんな初めてですよ、これ。12階のそこにできるというのは。だから、そのときに説明してくればいいだけの話で、ただできますと。これだって、言わなきゃ誰も知らなかったでしょう。あら、行ったらできていたなど。それは便利になっていいでしょうけれども、やるんじゃないくて、そういう説明をしてくださいということなんです。

私たちは、職員の皆さんを信頼しているから、いちいち細かいことを言わないんですよ。こういうことが続くようだと、やっぱり信頼関係が損なわれてくると思うんですよ。きょうは日下議員さんも傍聴に来ていますが、本会議でもいろいろ職員さんのこと言いますが、ふだんは職員を信頼しているから、いちいち聞かないんですよ、そんな細かいこと。ここには関係ないですが、例えば指名業者の入札の件だって、職員を信頼しているから、もういちいち聞かなかったんです、今まで。それでどうなのと言ったら、大丈夫。やったらこういうことになって、指名停止になったりしちゃうでしょう。それと同じようなことなんです。ですから、信頼関係を損なわないためにも、やることであれば、隠さないで、隠すというか、聞かれたら、別にコンビニではないけれども、売店だと。そういうの、何かおかしいと思いませんか。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） ちょっと補足させていただきます。

12階等、確かに展望ラウンジがありまして、あそこをもう少し有効利用できないのかと。職員からも喫茶みたいなスペースとして使えないのかという話もありまして、確かに一時期、売店のほうも、今入っている母子寡婦会のほうもコンビニ化をするという話が1回ありまして、コンビニの話については地元業者の取引を優先してほしいということで、コンビニのほうについては売店の今の形式でやるという形になったものですから、病院としては、コンビニを入れるということについては、あの時点で考えるということはもうすっぱりやめたということで、あくまでもこの12階の活用、それから今回、1階もありますけれども、ちょっとした喫茶コーナー、利便的なものということで考えたということでございます。その中で、併設して、患者さんの入院の人なんかは、1階までおりてくるのもまた大変ですので、そういったもの、もしくは日用品的なものを若干コーナーとして設けるということですので、病院としては、コンビニ的なものを隠れてやるとか、そういったものではありませんので、ちょっとその辺は……。

今、もともとの予定していたのかというようなことで、予定していたというようなことの聞かれ方をするような答えになりましたけれども、そういう意味で1階なんかも急遽やったりして、配管等のスペースなんかはこれから業者負担でやるという形になりますので、そういった形でこそそそやっていたということではありませんので、その点だけご理解いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） その説明では分かりました。でも、チラシをいきなり見たら……。じゃ、この業者に言いなさいよ、これ、委員に怒られたってよ。病院コンビニ売店と言うのはおかしくないでしょう。私の質問おかしいですか。おかしくないでしょう。このとおり言っているんだから、病院コンビニ売店販売スタッフ、国保旭中央病院12階売店と書いてあるんだから、ああ、何だよ、コンビニができるとみんな思うでしょう。ですから聞いただけです。それで、もう少し親切なら、コンビニは来ませんけれども、売店は来ますって、そのぐらい言ってくださいよ。終わっちゃって、私は聞かれるわけですよ、どうなのと。コンビニが入るといううわさがあるけれども。いや、私ちゃんと聞きましたよ。コンビニは入らないとはっきり言いましたよと私が答えたら、私のあれが立たないでしょうよ。そうすれば私も、コンビニは入らないけれども、売店が入ると言えるでしょうよ。

以上です。

それと同じに、ついでになります。調剤薬局はどうなんですか。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 調剤薬局については、現時点では全く、今の段階ですぐ移すとかという考えはございません。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今の段階とか、一定の区切りがつけられた段階とか、訳の分からないような言葉が今増えちゃって困るんですが、今の段階ではないけれども、将来的にはあり得るんですか、じゃ。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 院内薬局については、今まで、病院の経営の中で、患者さんにとっての負担が少ない、それから病院にとっても薬の中で若干利益が上がってきたところもあります。ですから、そういったことを考えながらですね。

今の段階ではと申し上げたのは、これから、消費税等の引き上げが今話題になっておりますけれども、消費税というのは、今、薬については病院が負担していると。ちょっとこういう変則的な状況がございまして、これがこのまま10%という形で引き上げられた場合には、病院の負担ということになると、病院としてはやりたくても負担に耐えかねる状況が出てくるだろうと。こういうことですので、そういった状況を見ながら、これから検討していかなければいけないと。当然、患者さんの利便とか、そういったものもありますけれども……。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ですから、今みたいな答えが欲しかったんですよ。今はやるつもりないけれども、消費税がもう10%とかになった場合には考えなきゃいけないと。当然、そう答えるべきでしょうよ。私らがそうやって聞いたら、そうやって……。

あのね、皆さんみたいな答え方を私らが一般の有権者にしたら、一気に信用を失うんですよ、私らは。うそをついていると言われるんですよ。今現在考えてないとか、そういういいかげんなこと言ったら。今は考えてないけれども、こうなったら将来は考えざるを得ないというのがあなた方プロでしょうよ。分かり切っていることなんだから。最初からそうやって言ってくればいいんですよ。別に院外薬局になろうと、私は頓着ないんですよ。ですから、そういう具合に答えたほうがいいと思いますよ、最初から。今現在では考えてないと。放射

能だって、今現在、危険な状態じゃないと。今現在、危険だったら大変でしょうよ。それと同じでしょう、言っていることが。そんな行政用語やって、その場しのぎの答弁は駄目ですよ。私は真剣に病院のこと考えているんですからね。ですから、こうやって討論するわけですよ。

言っちゃ悪いけれども、あなたは千葉へ帰っちゃうでしょう。千葉だかどこだか帰るでしょう。終わったら帰るでしょう。職が終わったら。中央病院終わったら。私たちはずっとここにいますよ。私らも子どもも。生まれた人の7割は中央病院で生まれて、9割は中央病院で死んでいると出ましたけれども、生まれたときから死ぬまで、中央病院にお世話になっているんだ、私らは。親も世話になった、私も世話になった、子どもも世話になった、孫も世話になるわけなんですよ。ですから、中央病院のことはいろいろ質問します。毎回質問されて困ると言うかも知れませんが、そういう思いで質問するんですから、その場しのぎの答弁は以後しないでいただきたいという具合に思います。信頼関係薄れますので、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） では、2点ほどお伺いします。

庶務課のほうに。今度造る飯岡中学校の土の高さですか、それを、今度は避難所にするというような最初からの計画ですので、最初、設計したときは、津波が来なかったときの設計でしょうから、その後、考え方の変わりがするのか、しないのか。すれば、どれぐらいのG Lの高さにするのか。

それからまた、今、ちょうど学校では修学旅行や遠足の時期で、八日市場に本社のある観光自動車会社が指名停止。その原因は、22年6月30日から22年7月12日に車検のない車で違反を13件繰り返したということが県のほうで出てますもので、今まで、小・中学校でこの会社をどのくらい使っているのか。何校、どこの学校が使っているのか。それとまた、子育てのほうのあれで、保育所関係がどのくらいあれしているのかをお聞きいたします。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、新しい飯岡中の関係です。

グラウンドレベルは、基本設計ではまだ確定しておりません。まだ、我々、測量に入る状態ではありませんので、これから実施設計を契約して仕事を進めていきます。その時点で測量が入りまして、グラウンドレベルはそれ以降に確定ということになろうかと思います。

それと、一般質問でも回答いたしましたが、あそこの標高が約9メートルございます。そ

れと、2階建てを建築しますと、屋上までの高さが、建物で見まして8メートル、屋上までの下からの高さ、標高を足していきますと、17メートルございますので、ある程度、危険な場所ということは考えておりません。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、ただいまの林委員さんのご質問の件でございますけれども、私のほうで大至急調査をさせていただきましたところ、昨年の段階で9校、回数でいいますと30回使っております。それから、本年度につきましては10校、26回。今後、あと4回ほど使う学校が3校ほどございます。今のところ、そういう情報でございます。

回数については以上です。

○委員長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 申し訳ございません。私のほうでこのバスのことについて、現在、調査まだできておりませんので、調査して、後日報告をさせていただきたいと思えます。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 車検もとらないバスで大事な子どもたちを。これは遊びじゃなく、たしか学習ですよ。学習をさせるということは、やはり嚴重なる調査を行って、業者は……。だって、食材だってそうでしょう。嚴重なる調査を行って、ここは安全だからとして給食に入れるわけですから、ぜひともその辺のところの注意を怠らないように今後お願いしたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） ただいまの林委員さんのほうにはいろいろとありがとうございました。実は、今の情報につきましては、正直申しまして、私ども初めて聞いたという状況でございます。

現状でございますけれども、学校につきましては、各学校が独自にいろいろな観光業者、あるいは旅行業者といろいろと契約といいますか、選定してやっているという状況でございます。まさかその業者が車検切れを使っていることは、本当にどこの学校も知らなかったという状況だと思います。私のほうも、教育委員会からこちらのほうがいいとか、悪いとか、そういうことは一切言えませんので、ですから今後は、きょういただいた情報がありましたので、どういう形でそういう情報を得たらいいのかということを今後考えながら、またいろ

いろと最新情報がありましたらご指導いただきまして、すぐに学校のほうへ連絡をさせていただきまして、万が一、確かに事故があったときに、さまざまな補償の部分で非常に大変な事態が起こると思いますので、今後、そういう情報をどういうふうに入れたらいいのか、あるいは分かりましたらすぐ教えていただきまして、学校現場のほうへ流したいと思いますので、どうぞ今後ともご指導のほうよろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 6月14日から160日の営業停止処分食っているわけですよ。だから、これからやる学校は営業停止処分の車を使うという形になりますので、早急にその対策を考えていただきたい。一番困るのは子どもたちですから。子どもたちに迷惑のかからない、負担のかからないような対策をとっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） すみません、しつこいようで、もう1点同じことです。

この病院コンビニ売店、売店でも何でもいいですが、これは応募というより、募集したんでしょう。どのような募集をかけて、何社応募があつて、あと地代とか幾らぐらいか、お願いします。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） こちらのほうですけれども、今年の3月以降に、院内の利便業者選定委員会によりまして、その中でプロポーザルで行ったものです。全部で5社参りました。ということで、その資格的なものとしましては、500床以上の病院とか公共施設で入っている業者ということで応募したものでございます。

家賃につきましてですけれども、こちらのほうは、その売り上げの2.5%ということになります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ちなみに、その応募者で旭市内の業者さんはあったんですか。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 市内での応募はございませんでした。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） というよりね、こういうのは、市内の人、知らなかったんじゃないですかね。私らも知らないくらいなんだから。病院に出したいという人は、募集の書き方によってはあったと思うんですよ。病院専門云々といったって、病院でおむつ売ったり何か売ったりですから、市内の業者さんでも十分これはできたと思えば、そういったような募集はやったんですか。

○委員長（向後悦世） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鎗木友孝） こちらのほうですけれども、応募のところで、喫茶と、それから売店業務ということを抱き合わせで行っておりますので、実際、そういうことからいくと、両方かなえている業者さんというのは市内にはないのかなというふうに感じております。以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 要するに、私らは職員の皆さんに全幅の信頼置いているから、病院のことは全部病院に任せるよというようなあれをとっているんですから、いちいち議員に、これはどうだこうだということを聞かれることのないように。信頼関係あれば、こんなこと聞きませんよ。病院が全部やってくれていると思っていれば。ですから、じゃ入札どうしたのかという問題にだんだんなってきちゃうんですよ、こういうことが。小さなことが。ですから、聞かれたことは、聞かれたことだけじゃなくて、さっきも言うように、こういう場合もありますよと。消費税が上がった場合には調剤薬局も考えますって、当然だと思いますよ。そこまで言うのが答弁だと思いますよ。型どおりの質問じゃないんですから、後で腹立つような答弁はしないでください。

終わります。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） すみません、1点、報告漏れました。

第一中学校屋内運動場工事、6月に終わりました、すべて6月中に検査も済みました。竣工式を7月19日火曜日、10時30分から行います。委員の皆さん、ぜひご臨席賜りたく願いたします。

以上でございます。

すみません、ありがとうございます。

○委員長（向後悦世） 特にならぬようでございますので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（向後悦世） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前 11 時 34 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 6 月 27 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第 2 号、「国における平成 24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の 2 件であります。

初めに、請願第 1 号について審査に入ります。

紹介議員であります日下昭治議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（日下昭治） 議案審査に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

昨年も紹介議員をさせていただき、上程、採択、そして意見書を提出いただきましてありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願いしたいと思います。

請願第 1 号、請願第 2 号とも、旭市合併以来、あるいはそれ以前から、今回同様、各議会へ上程され、審議されてきました。請願の趣旨については、前年度の請願と大幅には変わっていないかと思います。請願者、請願団体になりますが、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会です。連絡会には、多くの団体、協議会、教員組合等の参加もされているようです。会長は小比類巻勲様です。

なお、詳細につきましては、学校教育課長より補足して説明していただければと思います。

請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について説明をさせていただきます。

義務教育の根幹である機会均等、水準確保などを支えるためには、教育は人なりと言われ

るように、教職員の確保と適正配置のために、国が財源を安定的に確保するためのものが義務教育費国庫負担制度であります。小泉内閣の三位一体改革で2006年度より、それまでの国負担2分の1から3分の1に縮減され、残り3分の2は地方財源ということで今日に至っています。

その制度も恒久的なものでなく、一昨年の行政刷新会議の事業仕分けでは、義務教育費は全額国庫負担すべきではないかという意見も出されているとのこと。また、一括交付金への移行も検討されたこともあるようですが、地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金、補助金等は一括交付金の対象外とする閣議決定をされていますが、現行制度でも35人学級など、定員規模を縮小する措置は都道府県費、自治体裁量権で行われていますが、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合は、義務教育の水準格差、あるいは国民に等しく義務教育を保障するという観点からは大きくずれが生じることが危惧されますし、厳しい地方財政をさらに圧迫することが懸念されます。

以上のような点、また請願の趣旨をご理解いただき、採択の上、政府関係機関に意見書を上げていただけるようお願いし、説明に代えさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 日下昭治議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、ご説明を申し上げます。

ただいま、日下議員さんから提案理由をしていただきましたように、最初に、こちらのほうの請願でございますけれども、今、話がありましたように、千葉県市町村教育委員会連絡協議会、千葉県都市教育長協議会、それからあと千葉県PTA連絡協議会。なお、PTA連絡協議会につきましては、会長様は現在、旭市から県の会長が出ております。それからあと、千葉県の小学校長会、千葉県中学校長会、千葉県高等学校長会、ほか、千葉県の教育界を代表する22の団体で作る子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長名で採択を求められた請願でございます。この会長の小比類巻様でございますけれども、現在、浦安市の教育委員長をやっております、千葉県市町村教育委員会連絡協議会の会長も今務めていただいております。

今、お話がありましたように、義務教育費国庫負担制度というものでございますけれども、さまざまなこれまでの改革の中でどんどん縮減されてきたという現状がございますけれども、

今のところ、何とか堅持はされております。その負担の割合ですけれども、今、日下議員さんから話ありましたように、もともとは2分の1が国から負担がありましたが、今は3分の1ということで、国の負担が3分の1になっております。縮減されてしまいました。国庫負担の割合がこのように恒久的な措置ではなくて、制度そのものが結局廃止されるという可能性も依然として残っているという現状でございます。

学校のほうでございますけれども、学校は、ご承知のように、子どもたちの学ぶ場として、さまざまなことを学ぶ場として、あるいは自己実現を図る場として、教諭、これはもちろん管理職を含む教員でございますけれども、あるいは養護教諭、事務職員、栄養職員等がみんなで力を合わせて児童・生徒の指導と支援に当たっております。確かに、直接指導に当たる部分は教諭の部分でございますけれども、学校全体としては、養護教諭、あるいは事務職員、こういった方々も非常に大きな力を発揮していただいているという現状でございます。

そんな中で、特に基幹職員と言われております事務職員、栄養職員の国庫負担外しというものが数年前から、どうだろうかということで、そういう話も出ております。そうなりますと、例えば、栄養・事務職員が今現状では各学校に配置されているんですけれども、こういった方々について、いわゆる国庫負担がなくなると、全校配置が非常に難しいという部分も出てくるかと思えます。こういった教職員の安定した確保で子どもたちへのきめ細かな指導も可能になると考えております。

いわゆる義務教育は、公平性といいますか、あるいは全国の教育水準を維持する、あるいは機会の均等という部分で、この制度が非常に大きな根幹になっているというふうに考えております。ぜひ、これまでいろいろと採択をしていただいておりますけれども、お願いをしたいなと思えます。

なお、昨年は、県下42の市町村でこの請願が採択されております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、続いて、請願第2号について、紹介議員であります日下昭治議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（日下昭治） 請願第2号、「国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について説明をさせていただきます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うものです。教育の水準や機会均等を確保することが国家の基盤になると考えます。本市においては、学校整備事業、旭市学校いきいきプラン事業の施行など、教育環境、教育活動に多大なる支援をされていますので、子どもたちは、充実された環境整備により個性を伸ばし、可能性をさらに広める機会となると確信をするところです。

しかしながら、社会変化とともに、子どもたちを取り巻く環境も変化して、いろいろな問題も山積しています。子どもたちの健全育成、豊かな教育を実現するためには、教育環境整備は一層進めていく必要があると考えます。

そこで、以下7項目を中心に、働きかけをお願いいたします。

1点目、子どもたちにきめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校における教職員の定数改善計画を早期に策定すること。

2点目、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準を改善すること。

3点目、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4点目、現在の経済状況を鑑み、就学援助にかかわる予算を拡充すること。

5点目、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

6点目、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7点目、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、請願第1号同様、よろしくお願いしまして、説明に代えさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 日下昭治議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、平成24年度の教育予算拡充に関する意見書の採択のほうでございますけれども、こちらのほうも同様に、同じ団体、そして責任者は小比類巻様、浦安市教育委員会委員長様から出ております。この意見書採択を求める請願でございますけれども、今申し上げましたように、先ほどと同じ団体から出たものでございます。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた教職員の定数を改善することなどは、子どもたち

の学力向上に直結することでございます。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費の負担の軽減に向けての取り組みや、就学援助予算の拡充を求めることはとても大切なことだと考えております。

特に、教科書の無償制度につきましては、経済状況からだけでなく、教育を受ける権利が等しく保障されていることから、ぜひ維持していかなければならない制度と、このように考えております。子どもたちが学ぶ学校施設についても、さらに整備しまして、安全で安心な学習環境のもとで学ぶことができるよう、教育予算の増額を図るべく、本請願の採択をお願いしたいと存じます。

なお、ただいま申し上げましたように、この請願につきましても、昨年と同じように、42の市町村で採択されております。

ちなみに、市のほうでは、非常にいろいろな部分で教育予算のほうを拡充していただきまして、どうもありがとうございます。例えば、洋式トイレというのもございますけれども、新しい校舎を見ますと、結構、洋式トイレが入っておりまして、私が前いた学校でも洋式トイレが入っておりまして、実は今、前学校の古城小学校に左半身不随のお子さんがありまして、その子が事前に来たときに、洋式トイレが各階にあるということで母親も非常に安心をしておりました。今、学校訪問しておりますと、比較的新しい学校は必ず1か所ぐらい洋式トイレが入っているということで、こういった部分で市のほうでは非常に学校施設のほうでお力添えをいただいている、非常に感謝しております。

また、これも市のほうでやっただけでございまして、いわゆる教諭補助員という形で、本年度17名ほどつけていただいております。そのうち3名につきましては、外国語の指導の補助ということで入っていただいておりますし、あと残りの方々については、特に大きな仕事をしていただいているのが、今申し上げましたような特別支援教育ということで、さまざまな支援を要するお子さんたちについて、非常にいろいろと力を尽くしていただいております。

このように、市のほうでは非常にやっただけでございまして、国のレベルでいいますと、まだまだ、予算がなかなか市と同じように出していないという現状がございまして、

ちなみに、私のほうで調べましたところ、各世界の中では、非常に国策として学力向上を目指して、教育水準の確保のために国家が教育投資を拡充するという方向で進んでいるようでございます。数値を見ましたところ、例えば、国内総生産、GDPに占める割合の部分でございまして、日本は2.7%、それに対してドイツは3%、イギリス3.7%、アメ

リカ3.8%、フランスが4%というような形で、かなりの教育予算を割いていただいているということでございます。いろいろと厳しい中でございますけれども、旭市と同様に、国のほうでも教育予算を拡充していただけるように、採択のほうをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いします。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎） この前もたしか、6番目のエアコンというのを扇風機でどうでしょうかと言いました。ちょうど今、原発、いろいろありますので、その点ひとつお願いしたいなと思う。当市においても、課長さん、扇風機くらいは学校のほうに必要だと私は思います。お願いいたします。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） では、いいですか。

特にないようですので、ここで執行部は退席してください。ご苦労さまでございました。しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時56分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第1号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（向後悦世） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（向後悦世） 初めに、請願第1号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、平成21年11月に、行政刷新会議において、義務教育費国庫負担制度を事業仕分けの対象として論議した。また、「地方主権」を確立するため、今夏にも「地域主権戦略大綱（仮称）」を策定するとしている。その中で、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」の検討を開始している。義務教育と社会保障の必要額は確保しているが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、請願第1号の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第2号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。

また座ったまま説明させていただきます。

国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、失業者の増加による授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校における教職員の定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること

- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、請願第2号の国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

陳情の審査

○委員長（向後悦世） 次に、陳情の審査を行います。

病院の入室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 零時 9分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第1号の審査に入ります。

初めに、病院より参考意見がありましたらお願いいたします。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 本陳情の中身でございますけれども、看護師等の大幅増員と勤務条件の改善を求めるものというふうになっておりますが、病院の状況を申し上げます。

看護師等におきましては、全国的に不足している状況でございます。当院におきましては、附属看護学校での定員増を含めました要請、積極的な採用活動の促進、それから奨学金制度の充実、こうしたことによりまして看護師確保に努めておりまして、必要な数は何とか確保している状況でございます。

当院に限らず、看護師等の勤務を取り巻く環境については、厳しいことはまた十分に承知をしているところでございます。しかしながら、今回の陳情全体の趣旨ですけれども、全体の趣旨としては分からないわけではないんですけれども、具体的な項目といたしまして見ますと、例えば週32時間の勤務ということになりますと、現状ではとても、守ることは、この病院に限らず、不可能かというふうに考えております。人数の確保もなかなか難しい状況の中では、この内容については現実的なものとは言えない状況かと思えます。

以上です。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 教えていただきたいんですけれども、千葉県医療労働組合連合会というところに中央病院との関係は何かあるんですかね。

それともう1点。週32時間というところを外せば、この陳情は……。例えばどのくらいにすれば、この陳情文は。まあ全体にはいいだろうというお話でしたけれども、この32時間を

どのぐらいにすればじゃいいのかという点で話を聞かせていただければ。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） まず、この千葉県医療労働組合連合会でございますが、病院とのかかわりということに関しまして言えば、病院の中では、特に組合等の組織はございませんので、組織的なつながり等は特別ないところでございます。この組合に加入している個人加入的な職員もいるというふうには承知しておりません。

それから、この内容の中で、例えばどういうものだったらというお話ですけれども、交代制勤務労働の1日8時間を厳密に守るということもなかなか、通常の看護師におきましても時間外等も発生しますし、それは難しいと。それから、現在は週40時間。38時間何分でございますけれども、基本的には40時間近い勤務を行っておりますので、これが32時間になれば、当然、その分の人員の手当が必要になります。

それから、勤務間隔等の12時間以上。これも現在、病院の中で2交代勤務。例えば3交代ですと、夜勤等で夜に帰らなければいけないと。この中身によっては、若い看護師等については、すっきり勤務して、間をあいて、休みを多くとったほうがいい、そういう声もあります。一部では2交代等もとっておりますので、こういった勤務もなかなかしにくいのかなということもございます。

ちょっと細かいところまで申し上げられませんが、そういう状況でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今の件なんですけれども、ILO看護職員条約というのはこういうふうになっているんですね。ただ、雰囲気として……。今の点をちょっともう1回教えてもらいたいと思うんですけれども。先にお願いできますか。

○委員長（向後悦世） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） こちらのほうもちょっとにかわ勉強で申し訳ないんですけれども、ILOの看護職員条約の勧告の中では、労働時間1日8時間を超えるべきではないとか、12時間継続する休息時間を与えとか、そういったことは定められているようでございます。

ちょっと32時間のところについては、この根拠のところ、申し訳ありません、きちんと確認できておりません。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、私も分からないもので。また後で、分かったら教えていただきたいと思います。

ただ、雰囲気的に、今の事務部長のお話で、旭中央病院としては、この陳情文はどうもしてほしくないというような雰囲気を感じるんですけれども、素直に言ってもらっちゃって結構だと思うんですよ。私どもは病院の意向に沿ってしたいと思いますので。私はね、私どもじゃない。ごめんなさい、私は。

○委員長（向後悦世） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 今の佐久間委員のお答えになるか、ちょっと分からないんですけれども、今回、32時間ということになりますと、簡単にいえば、40時間勤務が普通ですから、2割人を増やさなきゃいけないということになります。そうしますと、今の7対1看護はすべてなくなります。というのは、40時間勤務することを前提に7対1看護というのが組まれておりますので、それが32時間になりますと、ちょっと計算上、7対1から10対1とか13対1とか、下の基準看護になりまして、現実的には大幅な収入減につながってしまう。医療機関として。仮に、32時間勤務のために2割増員をしますと、500万円計算でも約10億円、人件費だけが増加します。そうしますと、やはりこれも病院の経営上は安定経営はできない。今の労働基準法が40時間という定めを設けている関係がありますので、看護師だけを32時間ということにはちょっといかないのではないかと。看護師が32時間になりますと、ほかの職種、医者をはじめ、コ・メディカルもすべてそういう形で勤務せざるを得ないという形になりますので、現実的には、看護要員だから、介護要員だからといって32時間勤務というのはちょっと認められないというのが私の意見でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

特にないようでございますので、ここでしばらく休憩いたします。

執行部は退室してください。ご苦労さまでした。

休憩 午後 零時19分

再開 午後 零時19分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情第1号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 先ほど、病院事務部長のほうから説明をいただきまして、当面の間、中央病院が非常に困りそうだということでございますので、全体的にはいいというお話ですが、今回は見送らせていただきたいと。私はそう思います。

○委員長（向後悦世） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決いたします。

陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 23 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 向 後 悦 世

総務常任委員会

平成23年7月6日（水曜日）

総務常任委員会

平成23年7月6日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について
- 議案第 9 号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項（平成23年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第11号 専決処分の承認について（東日本大震災の被災者に対する市税等の減免の特例に関する条例）
- 議案第12号 専決処分の承認について（東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例）
- 議案第13号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）

出席委員（7名）

委員長	島田和雄	副委員長	飯嶋正利
委員	林正一郎	委員	林俊介
委員	柴田徹也	委員	太田将範
委員	大塚祐司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	林一哉	議員	景山岩三郎
----	-----	----	-------

説明のため出席した者（27名）

副市長	増田雅男	秘書広報課長	伊藤浩
-----	------	--------	-----

行推 企画 兼支 税務 課長	政進 画政 策課 災室 課長	改課 災室 課長	革長 者長	林 清 明	総務課長	神原房雄
				米 本 壽 一	財政課長	加瀬正彦
				佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
會計 管理 者				花香寛源	消防長	佐藤清和
監査 委員 局長				馬淵一弘	その他担当員	16名

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
主任主事	飯嶋健悟		

開会 午前10時 0分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

委員の皆様、職員の皆様には、東日本大震災発生以来、市民のために昼夜を問わず献身的なご尽力をいただきました。心から御礼を申し上げます。

災害に遭われ、避難所生活をされていた方々も、去る5月21日をもって地震発生以来70日目を持ちまして仮設住宅に移り住むことができました。工事関係者の皆様の努力もありまして、非常に迅速な対応であったと思われます。

仮設住宅に移る前の避難所生活におきましても、私も3月11日に地震が発生以来1か月ほど、私の地元の海上公民館、最初は海上中学校、鶴巻小学校ですけれども、避難所に通いました。被災者の皆様の声を聞いたり、また、職員の皆さん、ボランティアの皆さんの支援の様子を見たり手伝ったりしたわけではありますが、避難されている方々の声を聞きますと、市の対応には満足しているといったような声がほとんどでありました。それだけ市のほうも急遽の対応の中で努力、工夫をされたのかなというふうに感じた次第であります。

今後は、復興計画をしっかりと作っていただきまして、着実な復興が果たせるように知恵を出し、力を合わせて頑張っていかなければなりません。よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、景山岩三郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 2分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会を開催していただきまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本会議におきまして、総務常任委員会に付託いたしました議案は6議案であるわけでございます。総務常任委員会、もう総体というようなことで非常に大事な委員会でございますので、どうか十二分に審議をしていただきまして、ご理解を賜りますように私からもお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。

本日は、大変ご苦労さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成23年度一般会計補正予算の議決について、議案第2号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、議案第9号、平成23年度一般会計補正予算の専決処分の承認について、議案第11号、東日本大震災の被災者に対する市民税等の減免の特例に関する条例の専決処分の承認について、議案第12号、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の専決処分の承認について、議案第13号、旭市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての6議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

○委員長（島田和雄）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄）　ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認についての6議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦）　それでは、財政課より議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第2号）につきまして、若干の補足説明を申し上げます。

これは確認になりますが、1ページをお願いいたします。

補正予算の規模でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億2,800万円を追加いたしまして、予算総額を306億9,200万円とするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

今回の補正財源といたしまして、国県補助金のほかに繰越金を9,538万9,000円計上しております。繰越金の補正後予算額は6億3,968万6,000円となるものでございます。

市長の政務報告でも申し上げましたとおり、22年度決算見込みで繰越金が現計予算計上額より多く見込まれることから、その一部を財源としてここに計上しております。

そのほかの内容につきましては、本会議で補足説明申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（島田和雄）　総務課長。

○総務課長（神原房雄）　では、議案第1号の中の総務課所管について、1点補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳出の一番上でございますが、一般管理費、説明欄1の庁舎改修事業ということで、15節工事請負費598万5,000円につきましては、飯岡支所内の改修工事でございます。このたびの震災で消防署飯岡分署庁舎が被害に遭いまして、執務困難ということになりましたので、飯岡支所に飯岡分署を移設するための費用ということでございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 企画政策課所管の事業について、2点ほど補足説明を申し上げたいと思います。

今日お配りしてございます資料の中に「国と県の液状化被害の救済策」という表が入った資料があります。

それでは、予算書7ページをお開きください。

6目土木費県補助金、説明欄の1番、被災者住宅再建支援事業費補助金、これは10分の10ですから県の100%の補助事業であります。

予算書をめくってもらいまして、今度は歳出のほうを見ていただきたいと思います。

10ページの中段です。説明欄1、被災者住宅再建支援事業4億2,825万円という数字がございます。これについて、先ほどの表と併せて見ていただきたいと思います。

国の支援策は、大規模半壊以上の世帯に支援金を支給しております。県も新たに国の支援金にないところを支援金を支出することになったわけでありまして。それが先ほどの歳入のところで見てもらった数字と、支出のほうのこの数字の金額であります。

また、この表を見てもらいたいと思いますけれども、右の下に「県の独自支援策での支給額」というのがあります。

一番上「傾き・沈降が国の基準以下で家屋を解体した場合」は、具体的に言いますと、一部損壊で解体した場合には100万円をとという制度であります。ところが、一部損壊で解体するということは、ほとんどないと思います。

それから2番目「家屋をジャッキで持ち上げるなどして地盤修復した場合」は、ジャッキアップした、地盤を修復した場合に100万円が出ますよという制度です。

3つ目の「半壊で、解体せずに修復する場合」には、液状化だけではなくて、津波でも揺れによって半壊した場合に修復に使えるという25万円の制度であります。

具体的に数字を申し上げます。一番上の一部損壊の解体の100万円と2番目のジャッキア

ップして修復する場合の100万円、合わせて375世帯分を見込みました。これで3億7,500万円です。一番下の25万円の根拠は、213世帯を見込みました。5,325万円です。合わせた数字が予算書の数字となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それともう1点です。予算書の9ページをご覧くださいと思います。

8目電子計算費です。説明欄1番、広域情報ネットワーク運用事業2,767万8,000円であります。これは地震によって被害のあった電柱に取り付けてある光ケーブルの移設に伴う経費であります。光ケーブルの敷設されている被害のあった電柱は493本としまして、そのうちの200本を見込んだ数字等でございます。

以上で企画政策課の所管する説明を終わりにします。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 正一郎） 10ページ、住宅支援というので被災者住宅再建資金利子補給事業2,083万4,000円は、どのくらいの利子補給をするのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） せっかくのご質問でございますが、ここは管轄外というか、説明欄の1番のほうは企画政策課ですけれども、2番のほうは都市整備課の所管になりますので、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かにこれは都市整備課のほうで予算を盛ったものでございます。

これにつきましては、限度の利率2%を想定しております。システムとしては、1%以上の利子補給を実施する場合、県が1%持つということでありまして、県が1%ということでございますので、市のほうも1%持ちたいということで、2%の利子補給をすることとしております。これにつきましては、県のほうが借り入れについて500万円というのを1つ基準として設けておりますので、その部分の2%、250戸を想定いたしまして、年度が少し過ぎておりますので、12分の10月分ということでこの数字を計上しております。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 何年間ですか。500万円ですから、1年借りて1年で払えるわけでは

ないわけですから、5年間とか10年間とかローンになると思うんですが。お願いします。

○委員長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、予算書の4ページを見ていただきたいんですけども、今回、債務負担行為の補正ということで、ここに年次を載せてございます。年次が途中になりますので、一応5年間という区切りがあるんですけども、23年から29年度までということで、足かけ6年になります。実質5年。まる5年ということです。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありますか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） ちょっとお尋ねいたします。先ほど説明をいただきました9ページの一般管理費の飯岡分署を支所内に移設すると。これは海上でもやりましたけれども、支所に造ってある建物を消防の分署に使える——飯岡はちょっとわからないんですけども、どのような工事をするんでしょうか。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 飯岡支所の中に、今、職員食堂があります。その職員食堂の部分57平米を分署の司令室と。その隣に畳の仮眠室もありますので、含めての部分として消防分署として活用するというふうに考えております。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 車庫については、南西のほうにございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 議案第2号につきましては、富浦地区の土地改良事業の完了に伴う字の区域及び名称の変更でありまして、本会議で説明したこと以外に特に補足して説明することはございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第9号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

専決処分の内容でございますが、平成23年度旭市一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。東日本大震災に伴う公共施設等の災害復旧費、それと被災者支援のための事業並びに災害廃棄物処理事業について、早急に実施する必要があったことから、5月6日に専決処分を行っております。

予算書の1ページでございます。総額を記載してございます。

補正予算の規模でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ32億1,400万円を追加いたしまして、予算総額を300億6,400万円としております。

次に、補正予算書の13ページをお願いいたします。

中ほどの4款2項2目塵芥処理費の説明欄1番、災害廃棄物処理事業は、委託料として20億40万円の追加をしたものであります。これについては、議案質疑、一般質問でもお答えしたところでございますが、3月議会において承認をいただきました平成22年度補正予算（第4号）の瓦れき処理経費約10億円につきまして、その執行を凍結することとして、この専決予算においては事業費を20億40万円と見込みまして、財源については、国庫補助金を2分の1、災害対策債2分の1ということで計上させていただいております。

被災後、相当日数経過する中で被害状況が見えてきたこと、それから国において財政援助法が成立したこと等を背景として、この専決処分をさせていただいたところでございます。

その他、事業内容につきましては、本会議で補足説明申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、議案第9号につきまして、総務課の所管について補足説明を申し上げます。

18ページをお願いいたします。

一番上になりますが、庁舎等災害復旧費1,069万円でございます。これにつきましては、震災によります地震被害によりまして干潟支所、萬歳地区多目的センター、農業環境改善センターの施設の一部が使用できない状況となりましたので、必要な復旧工事を早期に行うために計上したものでございます。

次に、19ページをお願いします。

説明欄4番の防災施設災害復旧費5,077万8,000円でございます。15節工事請負費1,701万円も、震災によりまして被害を受けた海岸沿線にございます防災行政無線屋外子局6局につきましての復旧工事費でございます。

また、その次の18節備品購入費3,376万8,000円につきましては、同じく震災により全壊、大規模半壊となった家屋の防災行政無線の戸別受信機でございます。これにつきまして592個の購入費として3,196万8,000円、それと災害救助中に津波によりまして被害を受けた飯岡支所の車両購入費1台180万円ということになっております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤 馨） それでは、議案第9号の市民生活課所管の事項につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお開きください。

2款1項10目地域振興費、説明欄1のコミュニティ育成事業でございますけれども、19節負担金補助及び交付金2,800万円につきましては、このたびの震災によりまして被害を受けました地区集会施設の建設並びに修繕に要する経費につきまして補助するものでございます。被災後、各地区の区長等からの要望や市職員の現地調査によりまして、早急に施設を建設、修繕することが必要であると認められました集会施設につきまして、旭市コミュニティ育成事業補助金交付要綱に基づきまして補助金を交付すべく計上したものでございます。

それでは、内訳といたしまして、損害が大規模で建て替えが必要な施設が2施設ございます。

まず、中谷里浜区の中谷里浜青年館、それと横根東浜区の横根東浜区民館。

次に、津波による床上浸水や地震により修繕が必要と認められる施設が、当初、予算の中では11施設でございました。しかし、その後、1地区から要望がございまして、現在、12施設ということになっております。施設名を申し上げます。川向コミュニティセンター、神宮寺浜区コミュニティセンター、井戸野浜集会所、小川西公民館、平松浜区民館、八軒町区民

館、広網町区民館、横根西浜区民館、後農村研修所、行内青年館、浜区民館、中1区集会所。

それと、補助金の支給基準でございますけれども、新たに建てるということになりますと、補助対象事業費、すなわち建て替えに要する費用の10分の6以内ということで、補助限度額は700万円でございます。

また、修繕に要する費用につきましては、20万円以上の補助対象事業費の2分の1以内ということで、補助限度額を200万円としております。

その中で、先ほど言いましたように、現地調査等によりまして、大体このぐらいの被害かなということで、建て替えの2施設については700万円掛ける2という形で1,400万円、修繕につきましては1,400万円ということで試算をいたしまして計上いたしました。

以上です。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第11号、東日本大震災の被災者に対する市民税等の減免の特例に関する条例について補足説明を申し上げます。

本案件については、本会議で各条文ごとの説明を行っておりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。減免額等についてご説明をいたします。

第2条の市民税の減免額については、現在のところ、市県民税約5,900万円、このうち市民税約3,600万円、県民税約2,300万円を見込んでおります。

市民税については、人的被害があった方、住宅が全壊、大規模半壊、半壊の被害が遭った方を減免の対象としております。これらにつきましては、企画政策課被災者支援室が行いました調査等によりまして被害内容を把握しておりますので、原則として条例第4条第2項の規定によりまして、職権による減免といたします。

また、県民税については、地方税法第45条の規定によりまして、市民税を減免した場合には県民税につきましても同じ割合で減免されるということになります。

第3条の固定資産税については、約8,500万円の減免を見込んでおります。

それから、都市計画税につきましては、約630万円の減免を見込んでおります。

固定資産税、都市計画税については、課税する資産のうち住宅以外の被害については把握しておりませんので、申請によりまして調査を行いまして減免することといたしました。つきましては、固定資産税を課税する全世帯へ、土地・家屋の課税明細と減免申請の案内を5月に送付いたしまして、現在、減免申請の受け付けを行っているところでございます。

また、減免に当たっては、その被害状況の把握、周知期間等、減免申請期間の確保のため納期限を延長し、市民税にあつては第1期の納期限を7月末に、固定資産税にあつては8月末に延長いたしました。これに伴い、納税通知書につきましては、市民税は7月中旬に、固定資産税につきましては8月上旬に送付を予定しております。

また、これら減免いたしました市民税、固定資産税、都市計画税につきましては、起債の1つであります歳入欠陥債の発行が可能となりまして、75%につきましては普通交付税で、20%につきましては市町村の財政力により特別交付税で補てんされることになっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第12号、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案件につきましても、議案第11号と同様、減免額についてご説明をいたします。

国民健康保険税の減免額につきましては、約5,800万円を見込んでおります。

国民健康保険税につきましても、市民税と同様に被害内容を把握しておりますので、原則として条例第4条第2項の規定によりまして、職権による減免といたします。

また、国民健康保険税の納期限につきましては、全納期限を1か月延長いたしまして、第1期の納期限を7月末といたしました。納税通知書につきましては、7月中旬に送付を予定しております。

また、国民健康保険税の減免に係る補てんにつきましては、国民健康保険災害臨時特例補助金で10分の8を、特別調整交付金で10分の2を全額補てんされるということでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第13号、旭市税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案件につきましては、東日本大震災の発生に伴い、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正したものであります。

今回の改正は、附則に第22条、第23条、第24条の3条を加えるものであります。

初めに、附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関してでありまして、震災により受けた資産の損失額については、平成22年に生じた災害とみなして雑損控除を受けることができるとしたものであります。

附則第23条は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例についてであります。東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定によりまして、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住できなくなった場合においても、残りの期間、引き続き住宅借入金等特別控除を受けることとされていますが、この規定の適用に当たり、対応する箇所を読み替えることを規定いたすものでございます。

次に、附則第24条は、固定資産税の特例についてであります。住宅用地については、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置により、原則として課税標準が3分の1に軽減されますが、東日本大震災により滅失、損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地については住宅用地とは言えないため、軽減措置が受けられないこととなりますが、地方税法附則第56条の特例措置により、平成24年度から平成33年度まで、当該土地を住宅用地とみなして軽減措置を受けられることとなります。第24条は、この措置に係る申告、申し出等についての規定でございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（島田和雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、企画政策課からご説明申し上げます。

お配りしてございます「旭市復興計画策定方針」という資料をご覧いただきたいと思います。

この件に関しましては、一般質問をいただきました多くの議員さんに回答した内容でございます。

1 番には、復興の理念と目標が掲げてございます。

2 番として、復興の基本方針です。これが4 項目ございまして、たびたび市長のほうからご説明申し上げました。まず、（1）被災者の生活再建が最も大切だということから始まるわけであります。

そして、めくってもらいますと、3 番に計画の位置づけと期間で、ここで5 年とうたってございます。5 年は軌道に乗せるための期間としてとらえておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

4 番目は策定の体制です。（1）に、旭市復興計画検討委員会。有識者とか関係団体の代

表とかで構成する委員会を設置します。（２）に、旭市災害復旧復興本部。これは、計画を策定する機関ということであります。（３）に、市民に参加をいただきまして、いろいろな人の意見、被災者のための、被災地のための計画を作りたいという内容でございます。

５番目はスケジュールでありまして、現在、アンケート調査を実施しております。そういった状況でありまして、来年１月に計画策定というスケジュールでございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうからご報告いたします。

お手元にお配りしております「平成23年度市税当初課税調定額比較表（現年分）」という資料のほうをよろしく願いいたします。

平成23年度の当初課税事務が終了いたしましたので、主な税目の現年課税分の調定額をご報告いたします。

なお、法人市民税、国有資産等所在市交付金、市たばこ税、入湯税につきましては、月ごとの調定となりますので、当初の予算額をそのまま計上しております。

個人市民税につきましては、27億1,683万8,000円で、対前年度比1.1%、2,973万1,000円の減となりました。

固定資産税につきましては、30億261万円で、対前年度比1.1%、3,191万5,000円の増となりました。内訳としましては、土地が8億3,459万7,000円で、対前年度比0.3%、280万9,000円の減、家屋が16億8,288万7,000円で、対前年度比1.9%、3,234万4,000円の増、償却資産が4億8,512万6,000円で、対前年度比0.5%、238万円の増でございます。

それから、軽自動車税につきましては、1億4,329万8,000円で、対前年度比1.2%、177万円の増となっております。

それから、都市計画税につきましては、2億5,565万円で、対前年度比0.8%、209万6,000円の増となりました。

市税全体の6月1日現在の調定額合計でありますけれども、69億2,026万1,000円で、対前年度比0.3%、1,864万8,000円の減でございます。

続きまして、下段の表でございますけれども、国民健康保険税の当初現年課税分の調定額をご報告いたします。

国民健康保険税は、25億4,035万5,000円で、対前年度比1.1%、2,909万8,000円の減となりました。内訳としましては、医療給付費分が17億5,516万5,000円で、対前年度比1.0%、

1,816万2,000円の減、後期高齢者医療支援金分が5億3,223万8,000円で、対前年度比1.7%、915万7,000円の減で、介護納付金分が2億5,295万2,000円で、対前年度比0.7%、177万9,000円の減でございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（島田和雄） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時47分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島 田 和 雄